

平成 20 年 第 3 回

# 高森町議会 9 月定例会会議録

平成 20 年 9 月 16 日 開会

平成 20 年 9 月 30 日 閉会



高 森 町 議 会

9 月 1 6 日 (火)

(第 1 日)

## 平成20年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成20年9月16日  
午前11時03分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

3番 田上 更生君

4番 甲斐 直三君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（15日間）

自 平成20年9月16日

至 平成20年9月30日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月16日（火）	本会議	提案・説明・質疑・付託
9月17日（水）	休 会	各委員会
9月18日（木）	〃	各委員会
9月19日（金）	〃	各委員会
9月20日（土）	〃	
9月21日（日）	〃	
9月22日（月）	〃	各委員会
9月23日（火）	〃	
9月24日（水）	〃	各委員会
9月25日（木）	〃	各委員会
9月26日（金）	〃	各委員会
9月27日（土）	〃	
9月28日（日）	〃	
9月29日（月）	本会議	一般質問
9月30日（火）	〃	討論・採決

- 日程第 3 決議第 4 号 高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議について
- 日程第 4 認定第 1 号 平成 19 年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 報告第 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 議案第 45 号 高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 46 号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 47 号 高森町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 48 号 高森町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 49 号 平成 20 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 50 号 平成 20 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 51 号 平成 20 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 52 号 平成 20 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 53 号 平成 20 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 54 号 平成 20 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 55 号 平成 20 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 56 号 平成 20 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 18 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番  | 森田勝君  |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番  | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番  | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番  | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	藤本正一君	教育長	渡邊哲郎君
総務課長	岩下健治君	住民福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	岩下昭久君	産業観光課長	後藤正三君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君
高森東保育園園長代理	瀬井類子君	色見保育園園長代理	熊谷優子君
代表監査委員	色見弘司君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前11時03分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

まずはじめに、7月1日付けで職員の人事異動発令が行われ、高森東保育園園長代理に瀬井類子さん、色見保育園園長代理に熊谷優子さんが発令され、今定例会から議会に出席されることになりました。

順番に自己紹介をお願いいたします。

○高森東保育園園長代理（瀬井類子君） おはようございます。

7月1日付けで、高森東保育園の園長代理に任命いただきました瀬井です。

園長代理ということで、今まで以上に責任の重たさを感じています。皆さんのご指導・ご鞭撻をいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○色見保育園園長代理（熊谷優子君） おはようございます。

7月1日付けで同じく色見保育園の園長代理に任命されました熊谷と申します。

しっかり頑張りたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（三森義高君） お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年第3回高森町議会定例会を開くことにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

台風の影響でしょうか、最近、ぐずついた天候が続いておりますけれども、町の基幹産業でございます農業につきましても、農家の皆さん、待ちに待った実りの秋を迎え、今後も収穫等でたいへん忙しくなる毎日だろうと思っておりますし、お喜びを申し上げますところでございます。

台風13号も迷走しておりまして、あとは豪雨等によります被害が出ないことをお祈りをいたしているところでございます。また、議会の皆さんにおかれましても、公私何かとお忙しい中にご出席を賜りまして、誠に有難くお礼を申し上げます。

さて、国政におきましては、福田康夫首相が1日の夜、新しい体制で政策実現を図る必要があるということで、突然の退陣を表明され、たいへん驚いたところでございます。後継の自民党総裁選は22日に開票ということであり、5名の立候補者

で争われているようでございます。また、新しい首相が誕生いたしましても、臨時国会冒頭の各党代表質問後の10月上旬には、衆議院の解散、また11月上旬には次期衆議院議員選挙が実施されるとの見通しが報道をされております。いずれにいたしましても、国民の目線に立ち、国政の停滞等が最小限に食い止められるように希望いたしているところでもございます。

次に、住民の皆様のご関心事でございました町の介護保険事業につきまして住民監査請求につきましても、広報「たかもり」9月号に、町への対応、また監査委員さんの請求に対する通知文を付し、記載をいたしているところでございます。町といたしましても、今後とも関係機関との連携を密にして、住民の皆様が安心して介護保険事業を利用できるよう努めてまいりますし、必要であれば情報の開示もしていきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、8月25日から3泊4日にわたりまして、一昨年、昨年同様、引き続きまして、帝京大学経済学部の荒井教授のセミナーに24名の学生を高森町に受け入れたところでございます。今回は、文部科学省の研究費を受け、農業についての視察研修をしていただきました。野菜、稲作、畜産と、5班に分かれての研修でございました。この自然豊かであります阿蘇をどのような位置付けしていくかなど、帰京後のレポートを提出をされるようになっておりますので、その提出を楽しみにいたしているところでございます。この間、視察研修をお受けしていただきました各農家の皆さん、そしてホームステイ先の皆さん、また講師として講義をいただきました関係者の皆様に、たいへんお世話になりました。この場をお借りし、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今時の定例会におきましては、認定1件、報告1件、議案12件、合わせて14件のご審議をお願いをするものでございます。

なお、決算審査につきましては、ご多忙中にも関わりませず、色見代表監査委員、相馬監査委員によります精力的な審査を賜りました。意見書を提出をいただきましたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。頂戴いたしましたご意見等につきましては、真摯に受け止め、今後の町政に活かしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

諸議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じますが、何卒ご審議いただきまして、ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今議会中に草部コミュニティセンターの新築工事の契約議決案件を追加提案する予定にしております。よろしくお願いをいたします。

簡単ではございますけれども、これをもちまして、本議会の招集に際しましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成20年第3回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番 田上更生君、4番 甲斐直三君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成20年第3回高森町議会定例会の会期につきましては、本日9月16日から9月30日までの15日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月30日までの15日間と決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 決議第4号 高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議について

○議長（三森義高君） 日程第3、決議第4号、高森町議会議員甲斐正一君に対する辞



職勧告決議についてを議題といたします。

7番 甲斐正一君については、本人に関する議案でありますので除斥となります。退場をお願いします。

[甲斐正一議員 退場]

○議長（三森義高君） 本案について趣旨説明を求めます。

提出者を代表いたしまして、4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） おはようございます。

高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議、趣旨説明をさせていただきます。4番 甲斐でございます。

提出者を代表いたしまして、高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議について。高森町議会議員甲斐正一君の議長選に関する贈賄事件は、町民に強い衝撃を与えたばかりでなく、高森町議会に対する町民の信頼を著しく失墜をさせたとして平成20年6月定例議会において、全会一致により決議したところであります。

既に平成20年7月10日に、熊本地方裁判所より、懲役10カ月、3年間執行猶予が言い渡され、控訴期間を経て、7月25日に刑が確定しております。

このことは、罪を認めたわけであり、甲斐正一議員の行為は、町民の付託を受けた厳粛な議会への信頼と名誉を損ね、町民の期待をうち砕いたものであり、断じて許すべきではありません。刑も確定しており、議員職でいることに町民の非難は高まるばかりであります。

よって、高森町議会はさらに強い決意に立って、甲斐正一議員に対し再度、議員辞職を求めるものであります。

速やかに議員を辞職されるよう強く要望し、趣旨説明といたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。

この件につきまして、私は、この採決は棄権したいと思っておりますので、よろしくお願ひしておきます。

○議長（三森義高君） はい、わかりました。

趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） 10番 後藤でございます。

私は反対意見を申し上げますが、辞職勧告は2人なされまして、その後、刑が決まりまして、何回となく議会も寄って、いろいろ相談し、そして甲斐正一君に議長さんからも何回も行かれましたが、地元のためとかいって頑張っておられますが、これは一回やって、またこの度ですね、辞職勧告をやって、本当に為になるものか。これはですね、やっぱり1年経ってからのあれでございますが、去年の選挙があった終わりに、こういうことが発生しとっておれば、2人とも逮捕じゃなかったかと私は考えます。

ということで、とにかくこの不況の中、議会ががたがたとする暇はないと思います。町民のために一生懸命やるのが議会の務めだと思います。議長さんもしっかり頑張っていたきまして、私は議長さんから説得されるが本当ではないかと思い、反対をいたします。

○議長（三森義高君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤でございます。

先ほど、趣旨説明がございました。この罪の重さ、議員としてのモラル、政治倫理、すべてを考えてですね、これは速やかに辞職をしていただきたいと、議長幹旋という言葉もございますが、議会といたしましては、是非ともですね、この皆さんの気持ちを大事にしながら、甲斐正一議員におかれましては、また次の選挙で出直していただきたいというふうに感じて、私はこの趣旨に賛成するものであります。

○議長（三森義高君） ほかに討論ありませんか。

5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 私も賛成の意味から意見を述べさせていただきます。

趣旨説明の中で、すべては網羅されておるというふうに、私は思っております。私たち議員が一番考えなければならんことは、確かに議員というものには権利がございます。しかし、権利と道義的責任あるいは倫理というものを混同してはならないというふうに私は常日頃からそう考えております。

さっき説明の中にありましたように、罪を認め、この刑が確定したことの重さ、これをやっぱり、私は同僚議員であり、そしてまた一緒に今までやってきた、本当

にこういうことを述べるのは断腸の思いであります。

しかし、これからの町のため、あるいは議会の正常化を図るためには、速やかにその決意を下していただきたい。そうしない限り、まだまだ町内がいろいろと混乱をすることは明らかであります。

議員を続けたいならば、次の選挙でもう一度、町民の審判を仰いで、正々堂々とこの議場に入っていただきたい。それが私の同僚としての意見であります。以上です。

○議長（三森義高君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、決議第4号について採決いたします。本案については、起立採決によって行います。決議第4号について、原案のとおり決議することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（三森義高君） 起立多数です。したがって、決議第4号、高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議については、原案のとおり決議することに決定しました。

これより、7番 甲斐正一君の入場を認めます。

[甲斐正一議員 入場]

○議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君に申し伝えます。

決議第4号、高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議については、原案のとおり決定しましたので、その旨申し伝えます。

-----○-----

#### 日程第4 認定第1号 平成19年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三森義高君） 日程第4、認定第1号、平成19年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。

代表監査委員 色見弘司君。

○代表監査委員（色見弘司君） おはようございます。

ただいまより、平成19年度高森町各会計決算審査並びに財産・基金の運用状況審査の報告をいたします。

この決算審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長か

ら提出された平成19年度歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関連法令に準拠して作成されているかを確認、これらの係数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合など、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めたその他の審査手続きを、平成20年8月25日より9月3日までの期間において実施した。

審査の結果、平成19年度一般会計及び特別会計の決算額は第1表のとおりで、審査にあたっては前述の審査手続きにより詳細に審査したが、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳票証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認した。

また、予算の執行及び収入支出事務の処理については、適正であることを認めた。

財産管理についても、概ね良好であることを認めた。

3ページ、決算の概要及び予算執行について、「一般会計」、歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりである。

歳入総額は、40億8,520万9,000円で、その主なものは地方交付税19億9,224万8,000円、町税5億4,912万9,000円、町債4億2,444万5,000円などとなっている。

主な歳入については、款別に前年度との増減状況を見ると、町税は6,549万5,000円の増、地方譲与税は4,449万9,000円の減、地方交付税5,234万6,000円の増、県支出金1,475万2,000円の増、繰入金は9,149万1,000円の減、町債は1億8,205万5,000円の減、収入総額において2億2,605万円の減で、率にして5.2%の減となっている。

自主財源は前年度に比べて、金額にして5,698万8,000円の減、依存財源は前年度に比べて1億6,906万2,000円の減である。

予算執行にあたっては、予算現額40億5,998万2,000円に対して、調定額41億3,645万4,000円、収入済額40億8,520万9,000円、収入未済額は5,124万5,000円となっている。

6ページ、歳入状況を述べると、次のとおりである。

第1款、町税、調定額5億7,558万2,000円に対して、収入済額5億4,912万9,000円、収入未済額は2,645万3,000円で、収納率は95.4%となっている。

収入済額においては、前年度に比べて6,549万5,000円の増で、税源移譲

などによるものである。

町税の未納については、職員において徴収に努力されているところである。しかしながら、現在のところ、町税2,645万3,000円の滞納があることを常に認識し、今後においては担当課だけではなく、全庁を上げての徴収を検討され、将来に向かっての健全財政が維持できるよう、万全を期されたい。

さらに、税の賦課徴収の公平を期する上からにおいても、町行政はもちろん、町行政に対し、町民が不信感を抱かないよう、賦課徴収事務に一層の努力をされたい。

7ページ、第10款、地方交付税、地方交付税は普通交付税18億7,099万8,000円、特別交付税1億2,125万円の19億9,224万8,000円で、決算構成比48.8%を占めている。また、当初予算に比べ1億2,424万8,000円の増であったが、自主財源に乏しい本町においては、貴重な一般財源であり、健全財政確保への大きな要因となっている。

8ページ、第13款、使用料及び手数料、調定額1億1,694万2,000円、収入済額1億1,677万6,000円、収入未済額16万6,000円である。未済額の主なものは、住宅使用料の8万6,000円となっている。収入未済額の発生防止と滞納解消に一層の改善と努力をお願いする。なお、今後も適正な使用料手数料の設定により、収入の確保に努めていただきたい。

第14款、国庫支出金、調定額、収入済額は2億3,063万5,000円、前年度に比べ204万5,000円の減で、まちづくり交付金などの減によるものである。

第15款、県支出金、調定額、収入済額は2億5,418万1,000円で、前年度に比べ1,475万2,000円の増で、障害者福祉費負担金などの増によるものである。

第16款、財産収入、調定額545万円、収入済額542万円、収入未済額は生産品売払収入1名3万円となっている。

第21款、町債、調定額、収入済額は4億2,444万5,000円で、主に臨時財政対策債1億4,304万5,000円、道路整備事業費債1億8,150万円となっている。

次に、歳出について述べると、歳出決算額は40億2,981万5,000円、第6表のとおりである。前年度に比較し2億3,001万7,000円の減であり、その主な事業内容は次のとおりである。

第1款、議会費は、人件費の減により、前年度に対して1,389万2,000円の減となっている。

第2款、総務費は、積立金などの増により、前年度に対し790万4,000円の増となっている。

9ページ、第3款、民生費は、児童福祉施設整備費などの減により、前年度に対し2,621万9,000円の減となっている。

第5款、農林水産業費は、広域農業開発事業償還金及び溜池等整備事業などの減により、前年度に対し1億3,186万9,000円の減となっている。

第6款、商工費は、用地取得などにより、前年度に対して869万5,000円の増となっている。

第7款、土木費は、道路新設改良費などの減により、前年度に対して6,220万8,000円の減となっている。

第9款、教育費は、色見、上色見のコミュニティセンターの建設完了などにより、前年度に対して1億4,420万7,000円の減となっている。

第10款、災害復旧費は、災害復旧事業などの増により、前年度に対して8,017万2,000円の増となっている。

第11款、公債費は、起債償還などの減により、前年度に対して543万7,000円の減となっている。

第12款、諸支出は、財政調整基金の積み立て増により、前年度に対して6,770万7,000円の増となっている。

11ページ、当年度の不用額は3,016万7,000円、前年度は4,093万5,000円で、1,076万8,000円の減である。

予備費を除いた不用額は2,245万3,000円で、大部分が執行残や経費節減に伴うものであって、節において小額であるが、予算計上のまま不用額になっているのも見受けられたので、執行においては状況を的確に把握し、早期計画を立てて適切な事務処理をお願いする。

予備費充用については、違法な充用は見受けられず、やむを得ないものであったと思われる。

本年度の予備費充用は10件、206万6,000円で、前年度に比べ件数にして1件の減、金額にして318万6,000円の減であった。

収支の状況、最近3カ年の収支の状況は第7表のとおりである。

平成19年度の実質収支は、5,539万4,000円の黒字であり、前年度に比

べ396万7,000円の増となっている。また、平成19年の単年度収支は、396万7,000円の黒字で、基金積立金1億5,736万2,000円、基金取り崩し金が1億5,000万円となり、実質単年度収支は1,132万9,000円の黒字である。

13ページ、財政運営について、財政運営の目標は、財政の健全性を確保し、さらに限られた財源を最も効率的に活用して、住民福祉の向上を図ることにある。この目標を達成するためには、財産運営がその時代の要望に対応した行政目的の実現に最適なものであることが必要となるが、その財産運営の分析をするにあたっての基本原則は1、収支の均衡の保持を目指した計画的な財産運営が行われたか。2、財政構造の弾力性確保の努力が充分なされているか。3、行政水準の維持と向上のために、積極的な財産運営がなされているかが上げられている。以下、これらの3つの観点から、13ページより17ページまでの記述をしているところであるが、普通会計に係る財政運営について、総合的な意見を述べると、本町の財政運営については、実質収支比率2.4%、経常収支比率90.5%、財政力指数0.24、公債費比率14.5%、起債制限比率11.2%と厳しい中、関係者が真剣に取り組み努力されてきたことを伺い知ることができる。

しかしながら、この中でも経常収支比率90.5%は、決して良好な状態ではなく、標準値としては75%以下が望ましいとされている。本年度は前年度より3.5ポイント下降しているものの、本町の財政構造も硬直化していることを示すものである。今後、地方交付税などが削減される中で、これらを充分自覚しながら、硬直化に歯止めをかけるよう徹底した行財政改革により、抜本的な見直しを図り、真剣に財政の健全化に取り組む必要がある。

また、義務的経費、物件費、補助費などの節減を図りながら、借入金の繰上償還も視野に入れ、経常一般財源の確保とともに、可能な限り積極的な財政を堅持していくような特段の努力をされたい。

18ページ、平成19年度起債の状況は第12表のとおりである。

平成19年度の起債元金の残高は59億9,972万円である。また平成19年度の償還額のうち、充当された一般財源の額は7億7,895万6,000円で、約95.7%の充当率である。なお、平成19年度の政府資金は55億6,908万4,000円で、92.8%である。

19ページ、特別会計、国民健康保険特別会計、歳入総額は11億8,194万8,000円で、前年度に比べ1億1,065万9,000円の増で、主なものは保

険税 2 億 3, 3 9 3 万円、国庫支出金 4 億 5 9 2 万 2, 0 0 0 円、全体の 5 4. 1 % を占めており、第 1 3 表のとおりである。

2 0 ページ、歳出は 1 4 表のとおり、歳出総額は 1 1 億 3, 4 7 9 万 2, 0 0 0 円、前年度に比べ 1 億 3, 1 6 1 万 7, 0 0 0 円の増で、主なものは保険給付費 7 億 2, 4 1 8 万 1, 0 0 0 円、老人保健拠出金 1 億 7, 1 7 2 万 5, 0 0 0 円で、全体の 7 8. 9 % を占めている。

次に、歳入歳出差引残額は 4, 7 1 5 万 6, 0 0 0 円、単年度収支は 2, 0 9 5 万 8, 0 0 0 円の赤字、実質単年度収支はマイナス 6, 5 1 5 万 8, 0 0 0 円、収支の状況は 1 5 表のとおりである。

2 2 ページ、当年度の実質収支は 4, 7 1 5 万 6, 0 0 0 円、実質単年度収支は 6, 5 1 5 万 8, 0 0 0 円の赤字で、国民健康保険税収納状況は 1 6 表のとおりである。

国民健康保険税の滞納被保険者に対して、短期保険証を交付して、保険税の収納を図り、また滞納世帯に対して時間内外を問わず税徴収に努めているところであるが、毎年増加している滞納額が平成 1 9 年度においては 5, 1 7 0 万 2, 0 0 0 円であることを再確認され、さらなる納税意識の高揚を図り、滞納整理に格段の努力をお願いする。

また、保健事業として、人間ドック助成事業、血管若返り事業、血糖検査、健康家庭及び無受診家庭表彰等を実施され、町民の健康管理に努められた。

今後において、被保険者の高齢化、医療技術の高度化などにより、医療費の増大は免れないという認識の下に、町民の健康管理意識の高揚を図り、さらには各種健康診断、集団検診の受診率の向上、病気の早期発見・早期治療の推進、特に今後の重要課題として、退職者医療費が急増していることから、若年層の健康づくり対策、併せて健診、保健指導による早期介入、疾病の重病化防止を図り、医療費の節減に努められるよう要望する。

2 3 ページ、老人保健特別会計、歳入総額 1 1 億 1, 5 3 8 万 6, 0 0 0 円、前年度に比べ 2, 4 5 7 万 6, 0 0 0 円の増で、支払基金交付金 5 億 6, 3 7 8 万 3, 0 0 0 円、国庫支出金 3 億 6, 9 4 6 万 4, 0 0 0 円で、全体の 8 3. 6 % を占めており、1 7 表のとおりである。

歳出総額は 1 0 億 9, 4 6 9 万 6, 0 0 0 円、前年度に比べ 3 8 9 万 2, 0 0 0 円の増で、第 1 8 表のとおり。

医療諸費が 1 0 億 7, 8 4 2 万 4, 0 0 0 円で、総額の 9 8. 5 % を占めている。



24ページ、前年度に比べ、受給者数は減少し、1人当たりの医療費は7万9,958円の増となっている。本年度においては、医療費安定化のために、健康審査、説明会、健康相談、訪問、また、寝たきり、認知症防止のための回復教室などの事業を推進され、努力されている。

今後においても、健康づくりの推進と適切な健診、また、健康診断後の受診の促進などにより、受給者自ら健康に対する意識を高め、本事業における理解が深まるよう、尚一層の啓発を図られるよう要望する。

25ページ、介護保険特別会計、歳入総額は6億3,924万6,000円、前年度に比べ359万5,000円の増で、第20表のとおりである。

主なものは、支払基金交付金1億7,154万4,000円、国庫支出金1億5,169万6,000円、保険料9,852万5,000円、県支出金8,746万2,000円で全体の79.6%を占めている。

歳出総額は5億9,174万1,000円、そのうち保険給付費5億4,881万3,000円が全体の92.7%を占めており、前年度に対して139万7,000円の減で、第21表のとおりである。

また、1人当たりの介護給付費は第22表のとおりである。

平成18年度と比較すると、施設介護、在宅介護ともに、適正かつ的確な介護計画と介護の在り方について、介護給付費の適正化が進められることにより、その結果として介護給付費が減少している。このことを踏まえ、今後も介護保険に係る施設、事業所への指導などを含めて、介護給付費の適正化に努められること。併せて介護報酬の不正請求分については、関係帳簿書類などを早急に検証し、返還命令の措置をされるよう強く望む。

27ページ、簡易水道事業特別会計、歳入総額2億8,481万6,000円、前年度に比べ6,101万8,000円の増で、主なものは使用料及び手数料1億353万4,000円、地方債7,980万円、国庫支出金5,143万3,000円で、全体の82.5%を占めており、第23表のとおりである。

歳出総額は2億6,785万6,000円、前年度に比べ5,847万円の増で、第24表のとおりで、水道費2億1,093万4,000円、公債費5,692万2,000円となっている。

また、水道使用料の不納欠損額は3件、5万1,000円、未納額は649万1,000円であることを常に認識され、善良な加入者の使用料負担に対する公平感などを考慮して、未納対策を充分検討され、本事業がスムーズに運営できるよう、事

業推進に努力されることを望む。

28ページ、農業用水供給事業特別会計、歳入総額は3,839万4,000円、前年度に比べ7,594万6,000円の減で、主なものは繰入金の2,960万4,000円、第25表のとおりである。

歳出総額は3,286万円で、前年度に比べ7,896万8,000円の減で、第26表のとおりである。

昨年度においては、基金1億円を一般会計を繰り替え運用したことにより、本年度の歳入・歳出ともに減額になっている。

本会計は、基金の運用益収入を唯一の財源として運営されており、国の金融政策、農業用水供給施設の維持などの長期的見地から財政運営に特に配慮する必要がある。

29ページ、鉄道経営対策事業基金特別会計、歳入決算額は2,600万4,000円で、主な基金繰入金2,430万9,000円である。

歳出決算額は2,600万4,000円で、主に鉄道経営対策事業負担金2,430万9,000円である。

本会計は、基金運用益収入が唯一の財源であり、今後の財政運営に十分な配慮が必要である。

30ページ、資金運用状況、平成19年度の各会計の資金運用状況は、第27表のとおりである。

内容として、32ページ、第1四半期は年度当初であり、支出も義務的な諸経費が主体であり、収入は主として町税及び地方交付税で支出に対処されている。

特別会計では、4月に収入不足を生じているが、一般会計の余裕金を繰り替え、流用することで処理されている。

第2四半期から第4四半期では、各会計ともに収入不足を生じ、第1四半期で余裕金を繰り替えて流用していたが、3月に資金不足となったため、一時借入を行い、支出に対処されている。出納閉鎖期間では4月に一般会計、簡易水道特別会計に収入不足を生じ、持ち越し資金によって対処されているが、5月には町債、国庫支出金などで、一般会計では5,539万4,000円で、特別会計では1億3,784万6,000円、全会計で1億9,329万3,000円の歳計剰余金となっている。以上のとおり、資金運用は良好に行われている。

次に、財産の管理状況について、1、有価証券・出資による権利及び債権の管理運用状況は良好である。今後においても、自らの公金預金の管理運用は自己責任が

前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で、債券運用を含め、確実かつ有利な管理運営を努められたい。

また、土地・建物、山林などの公有財産台帳について、概ね整備されているが、土地利用計画の整合性も図り、効率的な財産の管理に努められたい。

2、物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備え、各課で使用保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされている。特に、課の統廃合後の備品台帳整備は良好である。備品は、町の財産、言い換えれば、町民の財産であり、使用及び保管については、慎重に対応されるよう強く望む。

3、車輛については、運転日誌などの整備はされているが、今後も車輛の点検を充実し、特に冬季の車輛の管理に充分注意を払い、安全確保を図られたい。また、年数の経った車輛もあり、修理などもされていることから、効率性を考え、財政局とも協議され、車輛の買い替えなども検討されること。

4、公共施設については、管理状況及び利用状況からして、公共施設との位置付けができないものもあり、今後において充分検討されたい。

33ページ、基金、地方自治法第241条第1項前段特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めた。基金の年間増減及び平成20年度5月末現在高は下記のとおりである。

34ページ、結び、平成19年度高森町の一般会計及び及び特別会計決算の結果は、前述のとおり、各会計決算及び基金とともに、計数に誤りもなく、非違な点も見受けられず、適正に処理され、証拠書類も整備されており、会計経理は正確であった。事業などもほぼ計画どおり執行されており、各会計ともに収支の均衡を保持した財政運営がなされ、実質収支黒字決算をもって翌年度に引き継がれており、前述のとおり、概ね適正であると認めた。

次に、国の平成19年度地方財政措置についての基本方針、また、三位一体の改革に伴います税源見直しなど、地方財政における厳しい状況を記述しておりますが、このような現状の中、本町においても行財政改革により、限られた財源の中で多様化する住民のニーズへの対応、簡素で効率的な行政システムを確立するために、平成19年度において、徹底した行財政改革がなされて、課の統廃合により、事務事業の見直し、歳出の抑制など図られたことは敬意を表するものであるが、職員の管理及び住民サービスにおいて、一部、組織編成の見直しについて検討される

ことを強く望むものである。

今後、さらに町民所得の向上による自主財源の確保を図りながら、改革・改善できるものは徹底的に見直し、住民にわかりやすい、健全な財政運営の推進を図り、本町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう慎重な対応と特段の努力を切望するものである。

また、国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計については、高齢化社会の下に医療費の上昇など、厳しい財政状況の中、健康保持施策などに努められたことは評価するところである。

しかしながら、平成20年度から実施される後期高齢医療制度を含め、年々増大する予算の現状を踏まえ、関係各課において、今後、町民の健康保持増進対策や医療費削減対策などに、なお一層の努力を望むとともに、税などの滞納防止にも努められたい。

最後に、平成19年度各基金の運用状況審査の報告をいたします。

地方自治法第241条第1項後段の、定額の資金を運用するための基金が設けられているが、法令並び条例に基づいて、適正・効率的運用がなされているか。計数に誤りがないか。また基金の目的に沿った運用がなされているか。審査した結果は次のとおりである。

定額の資金を運用するための基金は次のものであり、審査の結果、適正に運用され、計数及び関係書類など、審査の結果、適正であると認めた。今後とも、基本の目的に沿って運営されたい。

国民健康保険高額医療費支払資金貸付金、この基金は被保険者が高額な医療費を支払うことが困難と認めた者の属する世帯主に貸し付けるもので、500万円の基金が設定され、適切な運営がなされていることを認めた。今後も高額医療費を抑制するよう、健康保持増進対策に努力されることを望む。基金の運用状況は、期中貸付運用は7件、98万円で、期中において全額返済され、期末残額は500万円である。

以上をもちまして、平成19年度高森町各会計決算審査並びに財産・基金の運用状況審査の報告を終わります。

○議長（三森義高君） 色見代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

代表監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。1時から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第5 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（三森義高君） 日程第5、報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告を申し上げます。

これは、いわゆる破綻状況である財政再生と、黄色信号を示す早期健全化の2段階によって、自治体の健全化を示す指標として、平成19年6月に公布されました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき導入されたものでございます。

指標といたしましては、実質赤字比率、実質連結赤字比率、実質公債費負担比率、将来負担比率の4指標でございます。このうち実質公債費負担比率につきましては、平成17年度から19年度の3カ年の平均の値から査定をしております。また、公営事業、本町では簡易水道事業がこれにあたりますが、資金不足比率がござ

います。平成19年度決算から議会に報告となっております、今回の報告となったところでございます。平成19年度決算によりますと、4指標のうち、本町が該当するものは、実質公債費比率と将来負担比率の2つでございます。それぞれ早期健全化のための基準は下回っております。公営事業に関わります資金不足率につきましては、今回は該当いたしませんでした。

以上でございますが、この件につきましては、法の定めるところにより、監査委員さんの審査を受けておりますので、審査結果に関する報告を付して報告といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 本件は報告事項であります。質問があれば、発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質問なしと認めます。

以上で報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

-----○-----

日程第6 議案第45号 高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について

日程第7 議案第46号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第8 議案第47号 高森町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第6、議案第45号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について、日程第7、議案第46号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正について及び日程第8、議案第47号、高森町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） それでは、議案第45号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について、議案第46号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正について及び議案第47号、高森町特別職報酬等審議会条例の一部改正についての3議案につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第45号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定についてでございますが、平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正す

る法律が公布されました。この法律は、地方三議長会及び各地方公共団体の議会の要望を受けて、議員立法により制定されたものでございます。

この地方自治法の改正により、議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬ということに改める規定の整備が行われましたため、本条例を制定いたすものでございます。

内容といたしましては、条例議案の方を見ていただきますと分かるかと思いますが、議員報酬の額も支給方法、支給日また費用弁償、期末手当等につきまして規定をしておりますが、高森町報酬及び費用弁償条例から、議員の報酬等に係る部分を分離・独立させたもので、報酬等の額、支給方法については以前と何ら変わるものでございませぬ。

続きまして、議案第46号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてでございますが、ただいまご説明をいたしました議員報酬、費用弁償等につきまして、本条例から分離・独立をさせたため、議会及び議会議員に係ります規定について削除し、また法の条文の整理をいたしましたものでございます。

次に、議案第47号、高森町特別職報酬等審議会条例の一部改正につきましてご説明をいたします。

この一部改正につきましても、先の議案45号で説明をいたしました地方自治法の改正で、報酬の名称を議員報酬に改めるということでございますので、所要の改正を行っております。

以上、3議案、関連がございましたので、一括してご説明をいたしました。慎重ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第45号について採決します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第46号について採決します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第47号について採決します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、高森町特別職報酬等審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第48号 高森町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第9、議案第48号、高森町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第48号で提案いたしました高森町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきまして、新旧対照表で説明いたしますと、第5条では今まで3歳に達した翌月から70歳に達する前月まで、医療機関や保険薬局を利用した場合の負担金が3割でありましたものが、3歳以上から6歳に達した日の最初の3月31日までに引き上げられ、本年4月1日より適用されることとございます。

また、70歳に達する月の前月からと、6歳に達した日以降の3月31日まで



は、保険医療機関及び保険薬局に支払う窓口負担が1割から2割に引き上げられるものでございますけれども、これは平成21年4月1日から適用されることとなります。

第6条及び7条の改正では、出産育児一時金並びに葬祭費の給付は、国民健康保険の被保険者は他の保険者より給付を受けた場合、給付を受けることができないことを明文化したものでございます。

また、第8条では、本年度から実施されることになりました特定健康診査事業を町の事業として位置付けたものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第49号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第10、議案第49号、平成20年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第49号で提案いたしました平成20年度高森町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、歳入につきましては、公共土木施設災害復旧費国庫負担金及び老人保健特別会計と介護保険特別会計の平成19年度事業費精算による繰り入れ等によります増額補正、また財政調整基金繰入金の減額補正などによるものでございまして、総額2,987万3,000円の増額補正を行うのでございます。これを現計予算と合算いたしますと、歳入歳出それぞれ38億1,035万9,000円となります。

続きまして、6ページの地方債補正についてご説明を申し上げます。

今回、地方債補正の追加となりますものは、本年7月1日から2日にかけての梅雨前線豪雨災害によります災害復旧事業債でありまして、その限度額を310万円とするものであります。また、次に記載しております変更につきましては、各事業の現時点での変更等を把握して、限度額の変更を行うものでございます。この中で10番の臨時財政対策債の変更は、本年度の地方交付税が算定されたことによるものであり、また12番の借換債の変更につきましては、当初予算時に設定されました6%から7%未満の起債の繰上償還に加えて、今回7%から8%までの地方債の借り換えが可能になるという見込みになったことによりまして、該当する地方債を加えて、今回、限度額を変更するものでございます。本年度の借り換えを行うことによりまして、概算で約400万円程度の利息の差額が発生することから、本町の健全なる財政運営の効果が表れるものと思っております。

それから、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

9ページの12款の分担金及び負担金につきましては、林業構造改善協議会負担金2万2,000円と、農業災害復旧事業費の受益者負担金49万円を増額補正するものであります。

同じく9ページに13款の使用料及び手数料につきましては、高森総合センター喫茶室利用者の施設利用料として、電気代と水道代及びガス代等を月額1万6,000円として補正するものでございます。

同じく9ページ、14款の国庫支出金の公共土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、先ほど説明いたしました本年7月1日から2日にかけての梅雨前線豪雨災害によるものでありまして、627万1,000円を増額補正をするものでございます。

続きまして、10ページの主なものをご説明申し上げます。

15款の県支出金の林業振興費補助金につきましては、林業木材産業振興施設等整備事業について、今回、事業費が決定したことによるものであり、190万8,000円を増額補正するものでございます。

同じく15款の県支出金の農業災害復旧事業費補助金につきましても、本年7月1日から2日にかけての梅雨前線豪雨災害によるものでございまして、49万円の増額補正を行うものであります。

続きまして、11ページの主なものをご説明申し上げます。

16款の財産収入の土地建物貸付収入につきましては、先ほど説明申し上げました高森総合センター喫茶室利用者の施設利用について、土地建物貸付収入を月額

5,000円とし、5万円を補正するものでございます。

同じく16款の財産収入の土地売払収入につきましては、工業団地内の町有道路の売払額が決定したことによるものであり、10万円の増額補正をするものです。

18款の繰入金についてでございますが、当初予算では財政調整基金から繰入金を9,000万円、社会福祉振興基金から繰入金を211万円としていたところでございますが、平成19年度予算におきまして、5,539万4,000円の繰越金が発生したことによりまして、これを有効に活用することによって、財政調整基金からの繰入金について2,177万2,000円を減額するものでございます。このことによりまして、補正後の財政調整基金残高は2億6,474万4,000円となります。

なお、今後、事業を執行する過程で、新たに財源が必要となった場合には、基金の取り崩しにつきましても、議会にお諮りをし、ご理解をいただきたいと存じております。今後とも、財政運営の健全化、また将来に備えて、可能な限り財政調整基金の充実を図っていくことといたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、同じく18款の繰入金の特別会計繰入金につきましては、冒頭に説明を申し上げました老人保健特別会計と介護保険特別会計の平成19年度事業の精算による繰入金であります。

12ページに、19款の繰越金につきましては、2,439万4,000円を増額補正するものであります。

同じく12ページの21款の町債につきましては、冒頭で説明いたしました地方債補正の詳細でございます。なお、町債につきましては、必要最小限の借り入れを行うことを基本として、これからも事務事業を進めてまいりたいと思います。

続きまして、13ページから歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

13ページ以降に各款にわたり計上しております給料と職員手当及び共済費の補正につきましては、6月末までの職員異動によるもので、全体的には144万円の減額となります。

14ページに2款の総務費の水資源対策費につきましては、簡易水道事業特別会計の起債利息につきまして、一般会計から元利償還金の2分の1を繰り出すということでございますが、その本年度の利息が確定したことにより、5万円を増額補正するものでございます。

続きまして、15ページの2款に総務費の賦課徴収費の委託料につきましては、

地方税法の改正により、65歳以上の方の住民税を年金から特別徴収することとなったことによりまして、その電算システム構築に必要な経費であります。今回603万8,000円の補正を行うということとなっております。

続きまして、16ページ、3款に民生費の介護保険事業費と後期高齢者医療事業費につきましては、事業実施に必要な事務費を一般会計からそれぞれ繰り出すことになっておりますことからの繰出金でございます。

18ページの5款農林産業費の農林業地域改善対策事業費につきましては、畜産団地内の町有施設におきまして、電柱が木柱であったために腐食が進み、今後、漏電等の危険があることから、今回、コンクリート柱への取り替えに必要な工事費として97万円を補正計上するものでございます。

同じく18ページに農業活性化施設費の役務費18万1,000円の補正につきましては、産業廃棄物処理施設の許可申請を行うための県証紙代を計上しております。

19ページに林業振興費の負担金補助及び交付金につきましては、先ほど歳入のときにご説明申し上げました林業水産事業費県補助金190万8,000円を町で受け入れ、それをそのまま本事業を実施する事業主体に交付するものでありまして、必要な予算を計上したものでございます。

続きまして、20ページの7款の土木費、道路新設改良費につきましては、それぞれの路線におきまして、現時点での事業費を精査し、それぞれ必要な予算の補正を行ったものでございます。

21ページの8款に消防費の負担金補助及び交付金につきましては、条例に規定されています消防団員数により計算されます消防団補助等組合負担金の退職奨励報償金に関する負担金58万円を増額補正をするものでございます。

続きまして、22ページの9款教育費は、学校施設管理費の工事費につきましては、高森中学校少人数教室を増設する必要があることから、同校内のオープンスペースを間仕切りするために必要な工事費であります。99万円を増額補正するものでございます。

次に、23ページから24ページの10款に災害復旧費につきましては、本年7月1日から2日にかけての梅雨前線豪雨災害によります公共土木施設と農地等施設の災害復旧費に必要な工事費等を補正計上しているものでございます。

24ページに11款に公債費につきましては、冒頭で説明申し上げました当初予算のときに設定いたしました6%から7%未満の起債の繰上償還に加え、今回7%

から8%の起債の借り換えが可能となる見込みとなったことによりまして、該当する地方債の234万3,000円を補正するものでございます。

以上、今回提案してございます補正予算の主なものにつき、概要をご説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

12ページの町債の農林水産業費の別所溜池整備事業、これは何年前か、恐らく周囲のいろいろな工事があったと思います。この工事は、恐らく町長もご存じのとおり、排水の所に謎の穴というといかんばってんですね、何か補修はしたけど、水漏れが激しいということで、私もちょくちょくあそこには、現場に行って見ておりますが、この工事について、どういうふうな今、現況になっているかを説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 以前、工事のことはちょっと調べてませんけれども、現状では水抜きをする部分があるんですけども、底が漏れてるんじゃないかと、その脇の方から水が漏水しているということで、どんどん大きくなってきているものですから、そこを一回はパッキンとかいろんなやつで留めはしてみたいんですけども、止まらないということで、その排水をする場所の周りから水が抜け出しているということですので、その工事をする予定にしております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） せっかく工事をして、こういうふうなどこから漏れよるか分からんような工事は、検査に立ち会った人の動向はどういうふうな検査をされておるかが私は疑問になるわけでございますが、そういう検査態勢においては、どのような検査を行われているかをお願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） よく検査であるんですけども、その時点では当然見えない部分につきましては、工事途中で、最終的に検査ができない部分については、途中途中で工事の検査に入ります。その検査で合格したら、何か後から埋めていくと。見える部分は最終的に検査をやりませうけれども、その当時の話を聞いて

ますと、当然、工事のときは全く漏れてないということですね。その後、年数が経過して漏れが出てきたということで、確かに工事して何年かして漏れてますので、確かに検査で分からないのかと言われると、まったくそのとおりなんですけれども、検査自体は見えない所はその都度検査していきながら、次の工事をやっていくという形で、竣工検査当時はもちろん全く漏れてないということで、その後、どのくらい経過してからか、私もちょっと分かりませんが、その後、漏れが発見できて、原因をずっと調べていったら、その周りから漏れているということでした。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 工事をされるということでございますので、私も農家として、この溜池の工事は反対ということではありませんが、このぐりを見回すとですね、立派な工事が出ております。それについて、また工事をすることは、本当にいかななものかと、こういう思いもあるわけでございまして、工事をされましたらですね、今後このようなことがないようによろしく願いしておきます。

○議長（三森義高君） 産業観光課長補佐 甲斐敏文君。

○産業観光課長補佐（甲斐敏文君） 今のことにつきまして、追加説明したいと思います。

当初、工事をしたときは、県営事業でやっております。ですから、県が検査をして、そして町の方に引き継ぎを受けております。今回は、それが漏れるということで、県の補助をいただいて、そして町が事業主体となって事業をするわけでありまして。ですから、以前は県営事業で行っておりますので、その点、申し伝えたいと思います。以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第50号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につ

いて

○議長（三森義高君） 日程第11、議案第50号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第50号で提案いたしました平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定額に歳入歳出それぞれ4,649万7,000円を追加し、総額を11億3,650万2,000円とするものでございます。

主な歳入を予算書の6ページ及び7ページで説明いたしますと、国民健康保険税が1,339万9,000円の減額となっておりますが、制度変更による見込みを超えた分と、19年度所得が当初より下回ったことより、課税標準額が減少し、減額補正となったものでございます。

退職分につきましては、60歳から64歳までの方が該当することとなり、年金を受給しておられない方がかなり含まれていることも要因と考えられます。

保健事業費負担金につきましては、本年度より特定健診が始まり、個人負担金を町で徴収することで予算計上いたしておりましたが、委託業者に支払う負担金でありますことから、健診委託業者が直接徴収することとしたものでございます。

国庫支出金の療養費給付費等負担金1,257万1,000円につきましては、19年度の医療費がほかの保険者に比べ、伸びた保険者に対し、追加交付されるものでございます。

療養給付費等交付金につきましても、19年度の退職者医療費が伸びた保険者に対し、平準化を図るため、社会保険支払基金より追加交付されるものでございます。

前期高齢者交付金1,720万5,000円につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者の比率の高い保険者に対し、支払基金より調整交付されるものでございます。

繰越金は、19年度精算金を計上いたしました。

8ページの歳出で主なものは、保険給付費を20年度で支払いしている月々の金額を年ベースに置き換え、それぞれ補正をいたしました。

介護納付金は、支払基金の通知により減額補正したものでございます。

予備費は、今回の補正で歳入から歳出に必要な予算の残額を計上したものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第51号 平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第12、議案第51号、平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第51号で提案いたしました平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1,885万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,448万6,000円とするものでございます。

ご存じのように、老人保健制度は19年度で終了いたしておりますが、精算事務が完了していませんことから、過年度精算金で支払手数料交付金として16万2,000円、繰越金で1,869万円を歳入補正をいたしました。

歳出は、19年度の精算により、国県支払基金及び町の一般会計にそれぞれ償還するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第52号 平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第13、議案第52号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第52号で提案いたしました平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定額に24万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,797万1,000円とするものでございます。

今回の補正の内容でございますけれども、歳入につきましては、一般会計より全額繰り入れ、普通納付に係る納付書の印刷費及び金融機関から振替納付される取扱手数料を歳出計上したものでございます。

こ審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、文教厚生

常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

**日程第14 議案第53号 平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算について**

○議長（三森義高君） 日程第14、議案第53号、平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第53号で提案いたしました平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定額に歳入歳出それぞれ6,978万2,000円を追加し、総額をそれぞれ6億5,793万2,000円とするものでございます。

補正の内容を説明いたしますと、7ページの歳入では、いずれの項目も19年度の精算による歳入でございます。

なお、繰越金のうち、保険給付費繰越金が19年度介護保険事業の純然たる繰越金であり、その他の繰越金につきましては、精算に伴い返還するための繰越金でございます。

8ページ、9ページの歳出では、それぞれの項目で支払いをいたしております。月々の金額から推計いたしまして、20年度の予算を補正計上させていただきました。

包括的支援事業費の需用費では、主に燃料の値上がり分を、諸支出金では、19年度精算による国、県及び町の一般会計に返還するための予算を補正計上させていただきました。

予備費は、精算に伴う繰越金のうち、歳出補正をいたしました残額を計上いたしましたものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第54号 平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第15、議案第54号、平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第54号で提案いたしました平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,000万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,292万4,000円とするものであります。

4ページをお願いします。

第2表地方債の変更は、旧祭場第一水源地の築造工事に伴う過疎対策事業債、簡易水道事業債の補正で、それぞれ750万円を追加し、限度額をそれぞれ3,770万円とするものであります。

補正の内容については、7ページからご説明申し上げます。

歳入は、第3款繰越金、地方債償還の一般会計からの繰入金4万9,000円を増額。

第5款繰越金は、平成19年度決算額決定により、現形予算との差額695万9,000円を増額。

第6款諸収入は、町道社倉・水迫線改良工事に伴う水道管布設替の受託工事費200万円を減額。

第7款地方債は、旧祭場第一水源地築造工事に伴う地方債借入金1,500万円を増額補正いたしました。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

第1款水道費、一般管理費の人件費については、職員の異動に伴い、給料26万6,000円、職員手当50万円を増額。

需用費の修繕費は、7月の落雷により、洗川、戸狩の電気設備、ポンプの修理が

必要なため、200万円を増額。

工事請負費は、土木係の受託工事、町道社倉・水迫線改良工事の水道配管に支障はなく、布設替工事を今年度する必要がなくなったため、200万円を減額。

また、旧祭場第一水源地の水中ポンプが7月の落雷により使用できなくなり、水中ポンプの入れ替えを行うため、既設水中ポンプの引き揚げを実施しましたが、送水管がSGPの交換で、継手が腐食していたため、継手が切れ落下した水中ポンプの引き揚げができなくなり、また引き揚げ専門家をお願いし、水中ポンプの引き揚げを再度行いましたが、ボーリング掘削後、既に20年が経過しており、地震等により、井戸のケーシングが曲がっており、水中ポンプの引き揚げができなく、水源の深井戸の使用ができないため、新たにボーリングし、施設を築造するための1,500万円を増額。

備品購入費は、水道メーター器故障に伴う、メーター器購入31万2,000円の増額。

戸狩水源の水中ポンプが7月の落雷により使用できなくなり、新たに購入するため、180万円を増額。

償還金利子及び割引料は、水道使用料金督促の過納金の還付金を補正。

第2款公債費は、水道事業債の償還金決定に伴い、10万5,000円を増額、予備費として200万4,000円を増額補正いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

雷によって、祭場の水道も、それからこれは下色見ですね、こういうことが雷の度にあるとですね、これはもう大きな問題だろうと思いますが、雷対策はしてなかったっですかね、建設課長。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） どの施設についてもですね、落雷による対応はある程度しておりますけど、今年は異常に大きい雷でですね、機械での対応ができなかった面もあります。また、飲料供給施設等についてはですね、付いていないところもありますので、その都度、今、整備をやっているところです。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） まず、今、説明を受けたところでございますけれども、これはやっぱり是非ともですね、どのくらいかかるか分かりませんが、やっぱりしっかりしたその雷対策を早急にやっていただきたいなあというふうに思っております。

この祭場の水道については、祭場、今村全体のものですかね。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 草部地区簡易水道ということですね、旧祭場の水源を町が買い受けてですね、新しい水源と古い水源と一緒に利用してから、草部地区、祭場、今村も全部一緒です。それに供給するための施設です。

○5番（甲斐廣國君） はい、わかりました。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第55号 平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（三森義高君） 日程第16、議案第55号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第55号で提案いたしました平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ303万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,033万3,000円とするものであります。

補正の内容については、6ページからご説明申し上げます。

歳入は、第3款繰越金、平成19年度決算額確定により、現計予算との差額30

3万4,000円を増額補正いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第2款予備費に303万4,000円を増額補正いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 議案第56号 平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第17、議案第56号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第56号で提案申し上げました平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれに96万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,716万9,000円とするものでございます。

内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度決算に伴います赤字96万4,000円を運営基金からの繰入金により、南阿蘇鉄道に対し補てん措置を講ずるものでございます。この補てん措置につきましては、平成17年度は1,245万2,000円、平成18年度1,231万円の措置をいたしております。補てん額の大幅な減少は、平成1

8年度予算において、トロッコ客車のリニューアル及び車輛の1両増設を行うとともに、トロッコ料金の見直し、JRとのトロッコ委託販売、予約販売の開始、ダイヤ見直しやDMV試験走行などによりますマスコミ関係によるPR効果などが考えられるところがございます。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

何か経営状態が少し良くなったような感じを受けるところでございますけれども、町長さんにちょっと、それこそ試験されたDMVですかね、この導入に向けての、今の現状、県との、どういうことになっておるのか伺いたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 5番議員さんの質問にお答えいたしますが、DMVにつきましては、平成23年度、新幹線の開通に向けまして、それとほぼ同時にさせていただくということで、国土交通省関係にも今お願いをいたしております。南阿蘇鉄道株式会社につきましては、今、96万4,000円の補正を組みましたが、先ほど総務課長が申しましたように、年間に一千二、三百万円の、毎年赤字が出てきてところでございましたが、いろいろな会社の経営、またなかなか職員たちも大変な努力をし、また旅行業の方もかなりの利益を上げまして、今回始めて100万円を割ったということで、私も南阿蘇鉄道関係の職員を今ほめているところでございます。

そして、DMVにつきましては、今回、5月に取締役会をいたしまして、12月にJR北海道及び国土交通省の方に南阿蘇鉄道関係が、副社長が南阿蘇村長と西原の村長でございます。理事が山都町の甲斐町長さんと県が1人ですかね、一緒に、そすと顧問が前の役場で勤めました岩下美智夫さんが顧問ということでなっておりますものですから、一緒にお礼方々と、それと是非お願いをしたいということで、12月に行くように予定を組んでおるところでございます。

それと、DMVの方も皆さんが乗車されて分かったかと思いますが、たいへん17、8名乗りで、たいへん小さかったものですから、今、豊田自動車と日産自動車、ダイハツ、どちらかにお願いをしてですね、25名から約30名を乗るようにしていただくということで、改良がJR北海道の方からの改良を頼んでございま

す。この前、それが新聞等に確か載ったかと思いますが、どうしても静岡県とこの熊本県でございますから、いち早く乗客とか観光客を誘致するためにも、どうしても導入したいということで、今進めておるところでございます。もちろん県の方も進めることについては、たいへん喜んでいただいておりますから、一緒に、高森町ができるんじゃなく、この南阿蘇全体が一緒になって導入に取り組もうと、そのように思っております。早ければ平成23年度の新幹線開通に向けての導入になるかと、そのような予定を今しております。ご報告しておきます。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） わかりました。南阿蘇村、はっきりしたことは分かりませんが、議員さんあたりも、現地に行って波及効果あたりを調べられたとかいう話を耳にしたところでございます。高森も非常に財政が厳しいところでございますので、北海道まで、議員が行くということも、今の現状では難しいかなと思っておりますけれども、やっぱりこれが本当に導入して大きな波及効果が出てくるということであるならば、やっぱりその目で見て確かめてくることも必要かなと思っております、まあ代表なりですね。そういうことも考えていただきたいなというふうに思います。あとは答弁は要りません。以上。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、5番議員さんがおっしゃいましたように、南阿蘇は村長さん以下、議員さんが全員、北海道のこのDMVの視察に行っております。南阿蘇の方が距離が長ございまして、高森町は短い距離でございますが、社長だけは、この高森町が終点ということで置いてございます。高森町の一つ町の宣伝効果のためにも是非必要であるし、また機会をつくってですね、今年度は今言いましたように、南阿蘇鉄道の方からJR北海道と国土交通省にということで、今、計画をいたしておりますから、来年度、新年度になってからでもですね、議員さんと是非一緒にDMVを見ていただければ有難いかなと、そのように思っております。何か議員さんの研修と兼ねたような形で行っていただければ、全員揃って是非、北海道の方も見ていただければ有難いと。是非、来年はそのような計画をしていきたいと、そのように思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

今、DMVのことについて、ちょっとまた聞きたいと思いますが、私たちが試乗



はしましたが、私が一番試乗して思ったことは、この前は確か中松駅だったと思いますが、途中で鉄橋がちょっと10メートルないしぐらいの鉄橋がありました。乗っていてですね、ちょっと気持ちがえらいようはなかったです。なぜかというのですね、これはちょっと距離が長くなって、あそこの立野ですね、もしもあそこを通る場合がどのようになるかと、私も乗ってみらんと分からんばってんでですね、そういう県においてどの方向ぐらいまで延長がされるかということば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、確かに試乗でございましたが、なかなかまだまだ機械の方も整備が完全でなかった部分がございますが、結果としては良い結果がデータとしては出ております。車に立野の大きな鉄橋等につきましては、やはり風等が心配がありまして、この前は草千里と久木野にも行きました。ぐるっと草千里にて1時間ぐらい休憩したりとか、いろんなところを乗ってまいりましたが、今のところの計画はトンネルの中が排気ガスが出ますものですから、トンネルが長いところは無理でしょうというようなお話になっております。立野駅とつなぐためには、そのためのDMVでございますから、駅は鉄橋は渡らんにしても、長陽駅ぐらいで降りて、立野駅までこの325を走って、立野大橋渡って、立野駅に着くと、そのような県の方はそのような計画のように見受けております。まだはっきりしたことは何一つ決まっておりますが、調査した結果については、良い調査結果が出ております。また、各、乗車をしたモニターの方々をお願いをし、福岡の方々も乗っていただきましたが、いろんな意見が出ておりました。観光、一つの話題性としても十分使えるんじゃないかなという意見等も出ておりました。今、大きな鉄橋の方はですね、ちょっと前々今のところは考えてないように聞いております。

○2番（森田 勝君） はい、わかりました。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

**日程第18 休会の件について**

○議長（三森義高君） 日程第18 休会の件を議題とします。

お諮りします。9月17日から9月28日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、9月17日から9月28日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時00分

9 月 2 9 日 (月)

(第 2 日)

平成20年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成20年9月29日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
3番	田上 更生	養鶏場進出について	(1) 業者進出の状況は。 (2) 町としての今後の対応は。 (3) 町長としての基本的な考え方は。
4番	甲斐 直三	魅力ある地域づくり計画について	(1) 企業誘致と町内企業の現状は。
			(2) 南阿蘇鉄道を含めた観光振興策を今後どのように考えているか。
			(3) 高齢者福祉対策として、どのような環境づくりを考えているか。

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 立山 広滋 君

2番 森田 勝 君

3番 田上 更生 君

4番 甲斐 直三 君

5番 甲斐 廣國 君

6番 後藤 和昭 君

7番 甲斐 正一 君

8番 相馬 俊行 君

9番 三森 義高 君

10番 後藤 英範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	藤本正一君	教育長	渡邊哲郎君
総務課長	岩下健治君	住民福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	岩下昭久君	産業観光課長	後藤正三君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君
高森東保育園園長代理	瀬井類子君	色見保育園園長代理	熊谷優子君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

なお、監査委員事務局長から、代表監査委員の審査報告における発言の訂正申し出があつておりますので、発言を許します。

監査委員事務局長 古澤建生君。

○監査委員事務局長（古澤建生君） おはようございます。監査委員事務局長の古澤です。

9月16日に提案されました認定第1号、平成19年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、色見代表監査委員が決算審査意見書について報告をいたしましたが、25ページ、平成19年度介護保険特別会計の中で、「不適正」と申し上げるべきところを「不正」と発言をされましたので、発言のご訂正をお願い申し上げます。終わります。

○議長（三森義高君） お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問について

○議長（三森義高君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） おはようございます。

町長さんをはじめ、執行部の皆さん方には、高森町民が安心して安全で暮らせるまちづくりのために、日頃からご努力いただいておりますことに感謝を申し上げますとともに、敬意を表するところでございます。

今回、私は、今、町民の中で少しずつ、町民の皆さんが不安視されている部分につきましてご質問をしたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、現在、阿蘇市を中心とした、産山村、そ

して高森町に及びます養鶏場の進出というようなことで、まあ阿蘇市の方では計画がほぼ決定したというようなお話もお伺いしているところでございます。養鶏の採卵からふ化、そして食肉加工までの大きなプロジェクトというふうにお伺いしておりますし、金額的にも150億円に及ぶ計画だというふうにお話をお伺いしております。

阿蘇市の方からですね、本町の方にも少しずつそういうような情報が伝わっておりますし、一部、旧波野村のおきましては、反対的な部分の声も聞こえているというように私もお伺いをいたしております。

そのような中でですね、私といたしましても、地域住民の皆さん方に正確な情報を早く伝えて、その不安を少しでも和らげる意味からもですね、今回、この件について質問をさせていただくことにいたしました。

まず最初にですね、計画の全体象について、全体計画の概要なり、本町が現在までとっている状況、現在の状況ですね、等について町長にお伺いをいたしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 3番議員さんのご質問にご答弁を申し上げます。

養鶏業者の進出につきましては、昨年2月に、阿蘇市の副市長が来庁されまして、阿蘇市を中心とした産山及び高森町の地域に、大規模な養鶏場建設計画を進めているとの旨をお聞きをいたしました。その事業内容の説明の中でおっしゃったことは、総事業費が150億円、採卵場、ふ化場、飼育場、加工場等の大規模な事業計画であり、雇用をするのに450名ほど雇用したいというようなお話でございました。大規模計画でありますので、議会の方にも説明が必要だと判断をいたしまして、本年3月に阿蘇市長に来庁していただきまして、再度、事業計画について、皆さん議員の方々に、全員協議会にご説明をいたしたところでございます。

事業費が150億円ということで、莫大な事業でございます。その事業が成り立つかどうか懸念をされているところでございますが、7月に、県、阿蘇市、産山とともに、担当課長を上京させまして、この事業を進めていく上で、技術的な指導、また製品の買い取り等がどのようになっているかということをお聞きをいたしました。日本ハムの社長ほか、役員の方々、またホワイトファーム社長と直接面談をいたしまして、担当課長の方が事業の内容を聞いてきたところでございます。

また、この事業の最大の融資元でございます農林漁業金融公庫総裁とも、直接お会いをし、融資状況の確認を行ったと聞いております。

8月には、阿蘇地域における事業の可能性を確認をするために、類似施設を有する日本ホワイトファーム株式会社の状況調査のために、担当課長を派遣をいたしまして、調査をしてきたところでございます。その調査につきましては、報告が私の方にまいっておりますが、担当課長がおりますので、詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。答弁席からお願いします。

○産業観光課長（後藤正三君） まず、全員協議会で、もう粗方お話がしてあると思っておりますけれども、再度確認の意味で、もう一度、事業概略を説明させていただきたいと思っております。

まず、3月に全員協議会で阿蘇副市長が事業概要を説明されておりますが、事業主体でありますのがユニティファーム熊本株式会社、養鶏場事業のために資本金1億円、平成18年12月に設立された会社でございます。事業規模としましては、今、町長がご説明申し上げました総事業費が150億円、公庫融資が100億円、それと一般融資が約50億円というふうに聞いております。

事業内容につきましては、PS農場といいまして、採卵、卵を採る農場が9カ所、孵卵場といいまして、卵を雛にかえすところが1カ所と、飼育、雛を大きくする農場が12カ所、それから加工場、これを製品化しまして販売します加工場についてが1カ所、その他の残滓処理等につきましては外部委託を計画をされております。事業全体で約450名の雇用が見込まれております。

この事業につきましては、先ほども言いましたように阿蘇市を中心に産山村、高森町と聞いております。

続きまして、日本ハムとの関係ですけれども、日本ハムとホワイトファームさんのために東京の方に行ってまいりましたが、今回の事業計画では、事業主体でありますユニティファームの製品を日本ホワイトファームさん経由で、日本ハムブランドとして販売すると。これにつきましては、全商品を販売するというふうになっているということでございます。それについては、業務提携についてはどういうふうになってますかということをお尋ねしましたところ、平成18年度、会社が設立されましたが、そのときに業務提携をしているということでございます。

日本ハムについては、もう皆さんご存じの大きな会社なんですけれども、今、話が出ました日本ホワイトファーム株式会社については、多分、ほとんどご存じないと思っておりますので、その概要についてを簡単にご説明させていただきたいと思っております。



日本ホワイトファームにつきましては、日本ハムがほぼ100%出資の子会社であります。ということは、もう日本ハムの子会社ということになります。資本金が15億6,000万円、年間売上高が290億円、従業員数が1,700名でございます。全国に4カ所の生産工場を有していますが、私が行きましたところは、その2カ所の北海道の知床工場と北海道の札幌工場、その他に本社を有しています東北工場、それからここから一番近いところでは宮崎に工場を有しております。

今回の事業に関しましては、ユニティファームさん自体は、技術、そういうものはほとんどもっておられないそうです。これにつきましては、日本ホワイトファームさんがもう全面的に協力するということですが、現在、ユニティファームさんから研修のために1名がホワイトファームさんの方の実際のそちらの方の工場に行っておられます。それから、日本ホワイトファームさんにつきましては技術指導を行うということで、事業が進められていけば、日本ホワイトファームさんの社長さんの話によりますと、約15、6名の現従業員ですね、いろんな分野がありますけれども、を派遣すると、当分の間、派遣するということとございます。

それから、出来た製品については、日本ホワイトファームさん経由で、日本ハムブランドで日本市場に売り出すということとございます。といいますのは、基本的には日本ハムで売り出すということは、今、食の安全等が叫ばれておりますけれども、絶対的な合格品でないと売らないということで、売り出しについてはそのようになっております。

それから、資材につきましても、今みたいにいろんなものが入ってきますと、飼料等に不純物が入ったりとか、いろんな問題が起きますと、全商品駄目になりますので、これにつきましても日本ホワイトファームさんを経由で、資材をユニティファームさんに納入するようになっているということとございます。

以上につきましては、日本ホワイトファーム、それからユニティ熊本さんとの関係でございます。

次にいまして、農林漁業金融公庫の状況についてお話を申し上げますと、この事業につきましては、150億円の総事業費ですが、加工場等につきましても、農林漁業金融公庫の融資対象に該当しないという話とございます。その中で100億円が一応融資ということで事業計画が上げられております。これにつきましては、公庫の総裁自らが対応されて、その100億円の融資が本当に可能なのではないかと、総裁、それから融資関係の担当部長様方とお話を申し上げ

げましたところ、7月にまいっておりますけれども、その時点では書類を審査中で、本当に事業が可能性があるのかというのを審査中でございますということで、公庫としても100億円とは非常に大きいと。公庫全体で約1,000何百億円ぐらい、全国的に貸付を行っているそうですけれども、その1割弱を一熊本の方に貸し付けるということであって、慎重に対応していきたいということでありましたが、現段階で申し上げますと、10億円の公庫融資についてが内定をしております。これにつきましては、農林金融公庫の本店の方ですね、東京の方から直接来られまして、9月に担当市町村の担当者の方のお話を聞きたいということで、その中で10億円を決定しているということでございます。この10億円につきましては、あくまでもモデル事業として10億円を融資しますということで、計画では採卵場、卵を採るところと、育成用の牧場ですね、これを2、3施設、だいたい安全のためにウィンドウレス施設を使いますので、設備費がかなりかかります。4億円から5億円ぐらいかかるだろうといわれておりますけれども、だいたい2、3の施設をユニティファーム株式会社が直接経営を行ってくださいと。これが条件で10億円を融資しますと。さらに、操業開始から1年間で経営状態を見るわけなんですけれども、それについては、日本ホワイトファーム株式会社の実績と比較検証しますということでございます。ということは、日本ホワイトファームさんが、当然経営として成り立っているんですけれども、その間、かなり経営状況が悪いということであれば、今後の融資は分からないということでございますが、そこを比較検証して、結果、妥当であるということであれば、残事業90億円についても手当を行いますということでございます。ただ、ユニティファームさんでも単年度でできるとは思っていないので、あくまでも計画は2、3年の中で、3年後ぐらいには全部設備をしたいということでございました。

続きまして、ホワイトファームさんの北海道視察の件ですけれども、今言いましたように、食の安全が非常にうるさくなっております。日本ファームブランドとして製品を出しますので、かなり衛生管理、かなり厳重にやられております。私たちでも、視察に行きましたけれども、まず必ずシャワーを浴びて、下着から全部向こうの貸し付け、それからそこで1回やりますけれども、今度は工場に入るとき、もう一回ということで、1カ所の工場をやるときに、最低2回のシャワー、出戻りシャワーを浴び、それから多いときには1回の場所次第では4回シャワーを浴びなくちゃいけない。これはホワイトファームさんの考え方ですけれども、いろんなものを自分のところに持ち込まないし、持ち出さないということで、衛生管理面はか

なり徹底をされております。各施設ごとに申し上げますと、一番はやっぱり環境の問題だろうと思います。各施設を申し上げますと、採卵場と育成場につきましては、ウィンドウレスということで、窓のない設備なんですけれども、当然密閉をしていますと蒸れますので、当然、換気扇とか設備してあります。脱臭装置の付いた換気扇で、そこらへんの状況を見ても、臭いはわずかはするけれども、そんなに気になるほどの臭いはないということでありまして、それから、養鶏の糞ですけれども、これについては水分量が少ないので、ウィンドウレスで密閉されていますので、まずほとんど外部に出ることはありません。それから、孵卵場につきましては、雛にかえすところでありまして、これについては病気とか入るといけませんので、今言いましたように衛生管理がかなり厳重なんですけれども、ここについてはさらにかんり厳重で、もうすべての人がシャワー室を通過していかないと通れない造りになっております。

続きまして、その他についても厳重になっているんですけれども、化成工場、これはユニティファームさんでは外部委託をやっているんですけれども、化成工場というのは、骨とか羽とかですね、これを再利用しようということで、さらに細分化して、肥料等に利用するため細分化されています。ここについては、かなりのちよっと匂いがあっておりました。これについてはユニティファームさんの方では外部委託ということで、ここの建設は考えられていないようでございます。

それから、今言いました鶏糞ですけれども、かなりの数ですので、ものすごい量が出るということで、これにつきましては、堆肥工場の方に持ち運ぶということになっております。

それから、うちの方で問題になっておりますけれども、水については基本的に浄化处理されるということで、鶏糞につきましては、ほとんど水が出ませんので、清掃するとき、洗浄される時の水が出ます。これについても1カ所に全部タンクで汲み上げて集められて浄化处理をされているということです。

それからもう一つ、加工場につきましては、ここが一番、今回の大きなところだと思います。ここで約400名程度の雇用を見込まれております。ここについては、雇用として一番大きなところかなと思っております。その加工場について、一番大きな問題なのが、約1日2,000トンの水が要るそうです。もちろん、この排水処理については、浄化槽を経由して流されていますので、法的にはほとんど問題がないという状況でございます。

だいたい以上でございますが、北海道という土地柄ですね、近隣に家が近くに

ないですよ、土地の広いところですので。近くでどれだけ影響がありますかという話を聞いても、ほとんど近い家でも4、500メートル離れているとかですね、そういう北海道という土地柄、近隣住民への影響はほとんどないんですけども、近隣住民の方のお話もそんなに聞けなかったというのが現状でございます。ただし、設備的には、今、日本で考えられる環境をかなり配慮した設備であるということとは申し上げておきたいと思えます。以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） ありがとうございます。

概要につきましては、理解をしたところでございますけれども、この施設、ふ化場が1、それから育成農場が12、採卵工場が9というようなことでございますけれども、雇用対策というような面から考えますと、450名程度の雇用というようなことで、本町の少子高齢化の中で、たいへん今、農林業厳しい中にあるわけでございますけれども、それから考えますと、雇用対策面につきましてはですね、たいへん良いのかなというような考えもいたしますけれども、こういうような施設、この22、加工場を除く22の施設が、もしも本町に計画を入れるというようなことであれば、どの程度の施設を計画があるのか。それと、それをやった場合に、本町におけるメリット性ですね、どれだけの税収なり、財源確保のためにもですね、そういう税収なりの可能な部分があるのか、もしもお分かりいただければお答えいただきたいと思えます。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今、お話がありました件につきましてですけれども、現在のところ、具体的にどの位置にどういうものを造るというのは決定されておられません。これにつきましては、以前から私たちの方からも、阿蘇市さんを通じてユニティファームさんの方をお願いをしているところでございます。ユニティファームさんとすれば、こういう事業を、今言った3市町村でやりたいということで、今言いましたように、ここらへんにこういうものを造る、ここらへんにこういうものを造るというのは決定をしていないそうでございます。これについては、それはおかしいでしょうという話をしたんですけども、農林公庫の方の融資もありますけれども、それについても具体的にこういうものをいくつ造ります、こういうものをいくつ造りますという話しか進めてないそうですので、高森町につきまして、税収がどのくらいあるかということもまず言えないし、どういうものを高森に造りたいのかということも、具体的なユニティファームさんからは話はあっておりません。一

番メインになるのが加工場だと思ってるんですけども、加工場につきましても、阿蘇市さんの方にお尋ねしますと、阿蘇市ではここらへんに造ろうという考えをもってるということも、阿蘇市さん自体でも現段階、以前の1、2週間前の話では、もっていないということでございます。

位置については、まだはっきり決まっていないというのが現状で、税金がどのくらい上がるかなというのは、本当にまだ不透明な部分ではございます。しかし、そういうこと、一番大きいのは雇用もありますので、そういうことも含めた中で考えていかなければいけないのかなとは思っております。

それから、そこらへんの住民の皆さんの話なんですけれども、今言ったように、位置関係が分かっていけませんので、今のところ、内部で聞いて、早くそういうことをどういうふうに具体的な計画があるんですかということをお早く、まず町の方に知らせてくださいということをお願いしております。以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 阿蘇市の方ですね、大分計画的に進んでいるというような情報が入ってきます。本町の方にどれだけの施設を建設したいのか、そこらへんの部分もまだ不透明のままで、情報だけどんどん一人歩きをしております。前回、一昨年の養豚業進出のときもそうでございます。やはりそういうところの情報をですね、正確な情報を住民に流さないで、住民の不安、一例挙げますと、現在、本町にも養豚業の大手の大きい業者がございまして。町と公害防止協定等も結ばれておりますけれども、現状としてはその公害防止協定等も機能してないんじゃないかという住民の不安等もあります。先般、そこからの排水の影響だろうというようなことで、担当課長以下、大変なことをされたというふうに、たいへん対応に苦慮されたというふうにお伺いもいたしておりますし、地域住民の方々、排水が流れて、その排水の採取といいますか、バキュームカーで取り除いたというお話もあります。マイナス面ばかりを強調するわけにはいきませんが、そのようなですね、やはり公害対策というものも業者とのしつかりとした部分がなければ、公害防止協定等も絵に描いたままで終わるというようなことではなかろうかというふうに思いますけれども、そこらへんの公害対策等についてですね、担当課としてどのようにお考えをされておりますか、お伺いしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今出ました養豚場につきましてですけども、確かに田上議員さんがおっしゃるみたいに、これまでも長い年月の中でいろんな問題を起

こしてきております。今回の件につきましても、その養豚場につきましても、社長自らに来ていただきまして、現場を確認していただきまして対応しておりますけれども、それだけではたちごっこだということで、県の方から、高森町に限らず、ほかのところもありますので、県の方から企業の方に指導を入れるということで県の方に指導をしていただくようお願いをし、実際に行っていたいております。なかなか協定があっても、守らなければそれまでというふうに、現実的にまったく私たちもそれでたいへん苦慮しているところではございます。

今回の養鶏場につきましても、そこらへんがクリアされないと、今言いましたように、進出については町自体が賛成はまずできないと。地域住民よりも、ます町ができないということだと思います。今回も、先ほども言いましたように、北海道の施設を見ますと、基本的にそんな水は出ないし、水はくみ取って浄化处理をしていると。問題は、その浄化处理はちゃんとできているかということで、北海道の方では実際に流れてるところを見たんですけれども、ほとんど水も濁ってないし、臭いもないと。ただし、加工場、一番今回の問題では加工場なんですけれども、1日2,000トンの水を使うということでもありますけれども、これは2,000トンそのまま出ますので、これについてが基本的には洗浄とか、洗ったりする水ですから、そんなに汚れはしないんですけれども、養豚場とは違いますけれども、それも当然浄化处理でかなりでっかい浄化处理施設でやられていますけれども、それがこのくらいの水になりますよというのが現状的に把握できて、それが問題ないということであれば、なかなか町としても賛同はできないとは思っております。

それともう一つ、ユニティファームさん等に申し上げているんですけれども、阿蘇地域というのは、どうしても上流域になりますということで、そこらへんはしっかり考えていただかないと、反対等が起きますよという話はしております。先ほど言いましたホワイトファームさん等につきましては、比較的海に近い方の平地の方で造ってありますので、そういう住民とのトラブルとか何かありますかと、もちろん会社ですので、ありますとは言いませんとは思いますが、いや、そういうことは基本的に全くありませんということでございました。しかし、どうしても海に近い、海から離れても10キロ、20キロという場所ですので、そんなに下流域が少ないというのも一つはあるのかなと思うし、先ほども言いましたように、日本ハムブランドで出しますので、そういう問題が起きますと、日本ハム自体の会社のイメージダウンになりますので、そこらへんはかなり注意されては行われているようでございます。以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） これはまだ本町が正式に進出計画を受け入れるというような過程にもなっておりませんので、もうこれ以上のご質問はいたしませんけれども、ただですね、やはり一番やっぱり関心のある、そういう公害問題ですね。これについてはやはり住民に十分説明をしながら、やっぱりご理解をいただいて、取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。またですね、そのような中で、今後、本町における、やはり自主財源の確保なり、雇用の確保を考えますと、いろいろな面で考えていかなければならない部分があるだろうというふうに思います。企業誘致等といたしましてもですね、とても今の様な環境の中では、本町への進出というのも相当厳しいのではなかろうかというふうに思いますし、そのような中でやはり一昨年の養豚業の進出なり、あるいは今回の養鶏場の進出、そういう特に温暖な気候を利用したようなですね、畜産関係の進出というものが今後も予想をされるというふうに思うわけでございますけれども、そのような進出におけるですね、本町としての基本的な考え方、町長としての基本的な考え方をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、町長としての基本的な考え方ということでございますが、都市と地方との格差、もう議員さんたちがご存じのとおりでございます。ますます顕著な中ですね、本町のように過疎地におきましても自主財源確保のためには、確かに企業誘致、また雇用対策も重要な一つの大きな課題であろうと、そのように私も思っております。

この事業は、今説明もありましたように、最終的には450名の雇用が見込まれておりますし、また過疎地の雇用対策などに税収増によります、また自主財源確保のためには、この地に魅力ある一つの事業であろうかなと、そのように私自身は考えておるところでございます。

先に述べましたように、具体的な今のところ、説明がありません。本来のユニティファームさんのこの熊本株式会社の方からの説明がまだ私のところには1回もあっておりません。そういうことを含めましてですね、今後はその話等につきましては、十分お話をし、また十分検討していくべきであろうと、そのように思っております。

ただ、基本的な考え方といたしましては、今、3番議員さんがおっしゃいましたように、先の養豚場進出と同様にですね、事業予定地へのまずは住民の説明等もま

ずは必要であろうと。また、同事業の問題点等につきましても、その問題点が解消されるのか、また法的にどのような問題が起きてくるのか、また住民の皆さんがどのようにして、それを十分な理解をえられるのかと、そこが一番ポイントになるかなど、今のところは賛成・反対ということは、まだ結論は出しておりません。

しかしながら、今言いましたように、先の養豚場進出等の問題でも、皆さん方にご説明をしたとおり、今、お話をしたことが遵守されなければですね、決してこのことに町として、また私自身は協力するつもりはございません。地域の方々が十分納得していただくと、そしてまたこれは町のためにも十分今後とも自主財源確保、雇用の確保と、いろんな面にメリットがあればですね、私どももまた議員さんと一緒になってお話をしながら進めてまいろうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） たいへん失礼かと思えますけれども、町長にもう一回、念を押したいと思います。このような計画については、先の養豚場の進出のときもお伺いいたしましたけれども、住民の意見を十分尊重するというご答弁を前回のときもいたたきましたけれども、今も今回の養鶏場につきましても、十分尊重するというような答弁でございますが、再度、その点につきまして、念を押しというようなことは失礼でございますけれども、お答えいただきたいと思えます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） やはりこの私どもの町も、もう私が言うまでもなく、この素晴らしい自然環境、そういうものを含めましてですね、確かに自主財源は皆さんもご存じのように必要でございます。この苦しいときだからこそ必要になつるのははっきり分かっておりますけれども、ただ自主財源確保のために自然を壊していいという法律もございませんし、また今後、子やお孫さん方に、これを引き継ぐ、継承していくというのも本当に一つの大事なことであろうと、そのように思っております。私自身は地域の方々の配慮、また配慮といいますか、地域の方々がよくご納得いただけない限りはですね、養鶏場を企業誘致と呼ぶことはございません。十分その決まりを、またこの自然を壊すことがないということが遵守されればですね、先頭になって進めてもいいかなと。ただ、今の状況では、何回も言いますが、協力することは今のところは考えておりません。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） たいへん本町の方に進出が決定しているという問題でもございませんでしたけれども、的確なご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。



ました。先ほど来申し上げておりますように、たいへんこの温暖な気候を利用しての、そういう畜産関係の進出というのは今後も考えられるわけでございます。やはり一番住民なり危惧される場所は、悪臭、公害というようなことになろうかという、排水等の公害になろうかというふうに考えますので、どうぞ今後ともですね、やはり住民への十分な説明責任を果たされまして、少子高齢化の中ですね、財源確保あるいは雇用対策というのは、非常に必要な部分ではあります。しかしながら、町民がやはり不安を感じながら生活するというようなことが、果たしてそれを越えられるものなのかという部分もありますので、どうか今までより以上にですね、住民の声というものを承知いただきましてですね、本当に町民が安心して安全に暮らせるまちづくりのためにですね、今後とも尚一層のご尽力をいただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君の質問を終わります。

4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） おはようございます。4番 甲斐でございます。

9月29日、今日はまさしく36年前の田中角栄総理大臣の全国の改造論を持ち上げた年でもございますし、それから中国との国交回復のちょうど今日、29日が調印式がなされた日でもございました。その点から言いまして、今日は私も町長にお尋ねいたします、まずこのことをお願いするわけでございますが、要旨にありますように、企業誘致と町内企業の現状についてと、また南阿蘇鉄道を含めた観光振興策を、今度どのように考えておられるのか、3番目に高齢者福祉対策として、どのような観光づくりのお考えがあるか、この3つをお尋ねをしたいと思っております。

町長におかれましては、公約、政策と申しますか、3つの視点、8つの行動ということで挙げられ、それから1年を過ぎます。2年目に入ったわけでございますが、この魅力ある地域づくりの計画についてお尋ねをしたいと思っております。

まず、町内企業の、金融関係も含めた現状についてでございますが、今、アメリカのサブプライムローン問題が一段落したといった矢先に、また9月15日には同じくアメリカの証券大手のリーマンブラザーズの経営破綻が発生をいたし、世界の金融市場に大きな影響を与えております。日本においても、金融市場の動揺に対しては、金融システムの安定と金融サービスの利用者保護のために、万全を期すべき対策が講じられている状況であります中に、今また農水省の杜撰といえますか、

管理で汚染米の不正転売が発覚いたし、食の安全を裏切る実態となりました。

このような不安定な状況でありますが、本町に立地する企業の現状についてお尋ねをいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本町における主たる企業といいますと、この庁舎の西側に位置する高森工業団地内の4企業だと思われまます。町内の他に企業を合わせまして、その企業について現在の状況をご報告していただきますればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、町内の企業についてということでございますが、工業統計の調査によりますと、本町におけます従業員の数4名以上の事業所は16事業所ございます。その内訳といたしましては、食料品関係が3、木材関係が3、金属製品関係が2、プラスチック製品が2、一般機器製造業が1、その他5となっております、その出荷額は約、年間に60億円弱ほどとなっております。このような中におきまして、今年度におきましても、需要の減少や原油価格の高騰よりも不況業種といたしまして、セーフティーネット保証制度の認定を受けた事業所数は3事業所を数えております。景気の不安定さと合わせまして、燃料価格の高騰は確実に企業の経営を圧迫しておりますし、厳しい状況が依然として続いているのは否めないものと、そのように思います。

しかし、本町における法人税の推移を見た場合には、税源移譲を考慮した上でも着実に伸びているものもあります。先ほどご質問がありました高森工業団地内の4事業所の影響は非常に大きなものを与えていると考えるところでもございます。この工業団地内の4事業所のうち3事業所は、生産の増産のためにいずれもこの数年の間に増設をされておりますし、特に青山製作所熊本工場においては、既存の工場の2倍に及ぶ増設を行っておられます。今後の法人税の更なる伸びと、従業員によります町県民税の伸びに私も期待を寄せているのが今の現状だと思っております。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 自席からお許しいたします。

今、町長のご答弁をいただきました。たいへん工業団地内の企業につきましては、自動車産業等の影響により、好調を維持しているということでございます。また、団地外の、まあ早く言えば、従前からある地場企業は厳しい状態が続いている

ことが、今、町長のご答弁の中から明らかになりました。先ほど述べました、町長も言われました燃料価格高騰は、8月をピークに下がり気味ではありますが、町内企業はもちろん、農林水産業または商工業におきましても、直接、悪影響を及ぼし、危機的状況があるわけでございます。何らかの支援策の考えがないのか、また県の支援対策も含めたご答弁をいただきたいと思っております。その点をよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 県の支援策、また私どもの町の方の支援策ということでございますが、燃料高騰に伴いまして、農林関係においては、低利の融資制度を創設をいたしておりますし、施設園芸におけるハウスの内張りに対する補助等も設けるなど、対策は講じられて、やっているところでもございます。また、利用者が少ないのも、今、現状でございます。また、地場産業におきましても、決め手となる対策はなかなか難しい模様でもございます。町といたしましても、今後の燃料価格の動向を見極めながら、今後、さらなる高騰が続くようであれば、検討をしてみたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 今回の質問の趣旨と申しますか、現在の景気や燃料価格の高騰に対する町の真意を説いた形であります。町長の考えが粛々と伝わっておりますものの、やはり北海道の夕張市が破産をいたし、財政再建団体というようなことで、国の管理下にありながら、今、優遇措置がなされておるのも確かでございます。本町の厳しい財政は百も承知の上でお尋ねをしておるところでございますが、今後、町長の断固たる決意で取り組んでいただきたいと、こういう思いでございます。

次に、南阿蘇鉄道を含めた観光振興策をどのように考えておられるのかということでお尋ねをいたします。町長は、先の選挙におきましては、魅力ある観光の振興ということで、軌道・道路兼用車輛のですね、DMVですか、デュアルモードビートル導入の実現を挙げておられます。そういったことで第三セクターであります南阿蘇鉄道の観光振興についてお尋ねをいたしたいと思っております。

旧日本国有鉄道から移譲を受けまして、昭和61年4月1日に南阿蘇鉄道株式会社として以来、22年が経っております。この開業以来、赤字を出しておりました南阿蘇鉄道も平成19年の決算を見ますと、例年1,200万円余りを基金から補てんしておりましたが、19年度決算は96万円余りと、急激に減少しております。これは職員の皆さんの努力のみならず、社長であります藤本町長の経営手腕に

もよるかと思いますが、観光振興を伺います前に、まずこの鉄道の現状と今回赤字が大幅に減少に転じた背景についてお尋ねをいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 南阿蘇鉄道を含めた観光対策ということでございますけれども、今、南阿蘇鉄道がいかにして、ここずっと、今年で22年目でございますが、毎年、今、4番議員さんがおっしゃいましたように、毎年1,200万円から1,300万円ほどの赤字経営でございました。今回、平成19年度におきましては、96万円ですかね、の赤字で済んだということでございます。その96万円が赤字が抑えられたというのはですね、やはり今まで、平成19年度から私どもにおきまして、3両の車輛を入れ替えをいたしました。一番大きかったのはトロッコ列車の新車をですね、1台増設したということでもございますし、その運行開始に伴いましては、いくつかの改善を行ったのは、まずは一番大きかったのは、やはり運賃の見直しということでございます。運賃の見直しというのが、今までは大人の方は500円前後のことでもございましたけれども、子どもさん方、大人の方々をそれぞれ引き上げさせていただきまして、その分がかなり大きな増収になったのではなかろうかなと、そのように思っております。もちろん、この増収といいますか、料金を上げたことにおいてはですね、やはり値上げ分につきましては、お客様方にサービスでお返しをしていくというのが一番大事であろうと、そのように思っております。

それと、もう一つはJR九州とのですね、トロッコ列車の切符、乗車券販売でございますが、委託販売をしていただくようなことになりましたし、また、そのJRさんを使って予約販売、またそれについてダイヤ改正等も行っていました。お陰さまをもちましてこれが大変な大好評になりまして、売上に大きく貢献したと、そのように思っております。

また、もう一つは、DMVでございますが、昨年行いました実証実験を行うことによりまして、新聞、テレビ、報道関係の皆様にも報道していただいたことが、大きな影響があったかなと、そのように思っております。

このほかに昨年度の普通乗車券の方々が若干増えておりますし、基本的には私どもの南阿蘇鉄道は、一般の方々に利用していただくのが一番いいわけでございますから、今後とも各隣接町村、各地域の方々にもですね、私どもの議員の先生方にもお願いをしながらですね、是非、南阿蘇鉄道を精一杯利用していただくと。そし

て、この南阿蘇鉄道の発展にですね、貢献をしていこうと。もちろん、初め、当初、南阿蘇鉄道を存続するためには、地域の方々が自ら1人5,000円ずつ提出され、約その基金が6,000万円ほどございます。そういうものを含めてですね、その6,000万円は、お金は使うわけにはいきませんが、その6,000万円の金利で運営をしていただくと。それほど住民の方々は、熱心に誘致をしていただいた第三セクターでございます。それも含めると、このときに、この時代のごときにですね、90数万円の赤字で終わったのは、たいへん喜ばしいことだと思っておりますし、赤字プラスマイナスゼロを目指してですね、今後もその運営に携わってまいろうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） ありがとうございます。今後とも町の強い会社として、地域の足として、その割合の重大さを胸に留められまして、平成20年には黒字の転換ができますように期待をしております。

平成23年には、いよいよ新幹線が開通いたします。九州新幹線が開通いたします。3年をもう切りました。熊本県においても、いろいろ今後の構想を練り、具体化に向けて動いておるようでございます。これを好機といいますか、非常に厳しい局面も迎えるものではないかという、報道にもそういう形で言われております。これはなぜかといいますと、やはり熊本は通過点になりはしないか。福岡の方に客層が皆流れはしないかと、こういうような厳しい見方もあるようでございますが、その中におきまして、本町に外国からお出でになられます観光客の入り込みと申しますか、特に台湾、韓国、中国といったアジアからの入り込みが増加していると聞き及んでおりますが、そこで本町の観光客の現状、それと動向をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、ちょっと今の訂正を、前回のですね、今、住民基金の訂正をですね、私がちょっと勘違いをいたしておりまして、住民基金はですね、この約、1人5,000円ずつのお金をお願いしたのはですね、3,337万9,255円でございます。訂正をさせていただきます。

今、観光客の動向についてということでございますが、今、議員の方々も、もうよくご存じかと思いますが、平成23年度に九州新幹線の全面開通がございます。ご案内のとおりでございます。このようなことからの影響で、私どもといたしましても、計り知れないとがあるわけでございますが、かといって私どもの観光の誘致

を手をこまねいて見ているというわけではないと、そのように思っております。

今のところ、観光客の入り込み状況を見ますと、平成15年度、16年度と、ずっと徐々に増えている部分がございます。18年度には増えている分と減っている分がございますが、18年度は87万3,000人、それに19年度は97万1,000人となっております。その年々の景気にたいへん左右されているのも現状であろうかなと、そのように思っておるところでもございます。この景気動向をみながら、観光客の入り込み等も今後も変わっていくと、そのようにも思っているところでございますが、観光協会とも十分、私どももお話をしながら、イベント企画などに取り組んでおるのも現状でございますし、入り込みにつきましても、増加傾向にあると、そのように考えておるところでございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） たいへん入り込みの客も少しいみったり、減ったりと、なかなか厳しいものがあるようでございます。

今後の観光振興といいますと、やはり我が町にもたいへん自主財源が乏しい町でございまして、どこか観光といいますと、やはり通称、私たちが南鉄、南鉄と言っておるところでございますが、この南鉄とのこれは親密なつながりをもっている考えからであります。昨年、私たちの方が調べてみましたところ、乗降客の状況は、普通客の伸びが9.7%に比べまして、今、町長が申し上げられましたトロッコ列車を利用した観光客がやはり54.7%、大きな差があります。今、日下部地区の方にも吉見神社という下り宮の全国、これ三大下り宮の裾でございますが、今、トロッコ列車を利用させていただきまして、それから湧水館に入り、それから吉見神社の下り宮のあそこにまた来て、それから地区の人たちがその由緒などを説明をされたりして、今やっておられます。こういう方もございますので、何とかこの観光の振興と南鉄は切り離しては考えられないものでございます。

そこで、この南鉄との関係を中心にお伺いをしたいと思っておりますが、今後の観光振興策についてですね、町長の方から一つよろしくご説明をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今後の観光振興と南阿蘇鉄道との関係ということでございますけれども、先ほど申しましたように、平成23年度に九州新幹線の全面開通と、あと数年残すのみと一応はなっておるところでございます。現在、熊本県を中心とい

たしました、また関係町村も一緒になってですね、関西方面からの観光客誘致のために関西戦略ということで議論を重ね、今、一部が実行に移されておるところでもございます。熊本と新大阪の間を普通の列車に乗っていきますと、3時間半程度で、この新幹線を利用するとですね、直通で約3時間ほどで結ばれるということで、時間的にも心理的にも大きな効果があろうと、そのように思っております。県のいろんな試算によりますと、潜在的な交流人口の方々が、現在に比べて1.5倍ほど、およそ800人増加になると予想されております。

そこで、九州でも代表的な観光地でございます、この阿蘇のイメージをあらゆる雄大さ、そして力強さ、そしてやさしさと、またゆっくりと、地域で過ごせる魅力を、地域や人々の営みが生み出されるライフラインスタイルを基本的な熊本県のシンボルとして打ち出し、阿蘇地域の中心となるべく誘客を図っているといような現状でございます。蒲島知事さんも、歴史回廊熊本観光立県と宣言をなされておられますし、我がふるさと古来の受け継ぎ方も、また豊かな歴史遺産として多様な、多彩な、魅力的な観光資源を最大限に活かした記憶に残る観光地熊本実現に向けた取り組みを強化をされております。

本町といたしましても、町内に数多く存在します自然、歴史、伝統、文化、産業、暮らしなどのですね、地域資源を最大限に今後も活用してまいりたいと、そのように思います。まずは、地域の方々が主体となって、地域特性、価値ある再認識を深めまして、我が町の魅力を住民の方々が自信をもって発信をしていただき、素顔の高森町をPRをしていただくということが一番大事であろうかなと、そのように思っております。住民の方々が主体となる、受け皿となる地域づくり、そしてまた従来の観光の取り組みに地域づくりの要素を含めたですね、総体的な展開をしていくと。地域づくり観光型も基本とした高森町でありたいと、そのように思っております。

私どものこの町は、熊本県でも、もう言うまでもなく、一番遠くに位置しておりますし、隣りは宮崎高千穂、大分竹田市と、一番立地条件も恵まれておりますから、この地理条件を十分認識をしながら、今後も各県町村ともですね、連携を深めながら、大いに進めてまいりたいと、そのように思っているのが今の現状でございます。

また、DMVにつきましてはですね、23年度にお願いをするということでございます。ご存じのように、この前も申しましたが、豊田自動車、日野自動車さんのですね、DMVの車は、今、16人乗りだったかなと思いますが、25名以上の乗

車ができるために改良を重ねていただいておりますということでございます。聞いたところによりますと、もう改良は終わり、ブリジストンタイヤにもお聞きしましたが、タイヤが普通のタイヤよりは、線路を挟んで通るということですから、そういうのを改良をなされていると、そのようにお聞きをいたしております。今回もどうしてもやらにゃいかん、そのDMVを利用する、それとまた私がいつも皆さん方にお話をしておりますが、日の尾峠線をですね、やろうと、それを一番大事なメインにもって、今来ているところでもございます。もう昨日の新聞にも載ったかと思いますが、中九州高速道路というのは、御船から延岡まで行くわけでございます。隣の山都町、蘇陽町を通るということでございますし、もう矢部の方はですね、トンネル2本が、昨日か、新聞に完成したというような新聞報道もあってございましたし、また阿蘇の方はですね、竹田市、犬飼の方、国道10号線から上ってくる道でございますが、竹田市近くまで高規格道路というのが出来てございます。この高規格道路は、一の宮越し、阿蘇町に入ってすぐに石峠とございますが、その下をトンネル掘ってですね、旭志に出る、今は菊池市でございますが、旧旭志村に出るというところでございます。今、何か出水といいますか、水の関係で、今、工事は止まっておりますけれども、その57号線を右にとって、大津町、菊陽、57号線につなぐということでございます。そうなればですね、この高森町から、その高規格道路に出るにいたしましても、約20分ぐらいでは出るようになりますし、またその蘇陽町の方の高速道路に乗るにいたしましても、旧蘇陽町の山口病院あたりがインターというようにお聞きいたしておりますから、やはり20分か25分ぐらいでは、高速道路に乗れると、そのような状況になるかなと、そのように思っておりますし、ここ阿蘇のですね、将来的には今まで一般的には阿蘇市一の宮がその中心でございましたけれども、将来的にはこの道路網も整備ができれば、この高森町が中心になると、そのように確信をしながら努力をいたしておりますし、57号線ももうご存じのように、4車線化は早急に、着実に進んでおりますし、私どもの近くの県道28号線は少しは遅れておりますが、これもですね、文化財ということで、本当に貴重なものでございますから、勝手に掘るといってもできませんものから、急いで県の方にも、文化財保護のために手当をしていただきまして、早急にこの県道28号線も俵山につながる部分もですね、是非お願いをしたいと、今進めておるところでございます。まだまだ、町の中心にもっていきますならですね、早い機会に皆さんと一緒に、そういう部分もですね、進めてまいろうと、そのように思っておるところでもございます。たいへん人のふんどしではご



ざいませぬが、他町村を通る道を当てにして、自分方を真ん中にするわけでございますから、苦勞もあるかなと、そのように思っておりますし、阿蘇市の方々もえらい喜びはしなはらんと思ふですたいね、こっちゃん連れてくるわけでございますから。その部分はずね、一致団結、やはりお互いこういうときだからこそ、手を握り合つて、十分その運動をしてまいらにゃいかんと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（三森義高君） 皆さん、お諮りいたしますが、しばらく休憩したいと思います、どんなでしょうか。ようございますか。1題残っておりますので、できますれば、ちょっと暫時休憩したいと思います。ようございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） はい。それでは、4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） たいへん、今、町長の方からもご説明いただきました。問題は、ぐるりの開発については、十分、住民の方たちもご存じのようでございます。問題は、私は反論ではございませんけれども、問題は高森町、町自体の観光振興ということで、今後は恐らく23年度までは、そういう形が出来上がると思っております、ぐるりはずね。だから、町の本当の振興ということになりますと、やはりもうぼつぼつ町長さんの方も断行していただく、もう時期が来ているんじゃないかなあと、そういう意味を兼ねて今日はお聞きしたわけでございますが、この度、今度また他の議員さんからもありましたときは、そういう形でお聞きして、また説明していただきたいと思っております。

今、振興に対しましては、ちょっと私自身もちょっと不満でございましたけれども、次に、最後になりますが、高齢者対策、福祉対策として、環境のどのような環境づくりを考えておられるのかということでお尋ねをいたします。

本日は、お見受けいたしますと、老人会の方々がたくさん傍聴いただいております。議会言葉ではなく、分かりやすい丁寧な質問、またお答えをしていただきたい。質問も分かりやすい質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最近、新聞やテレビを観ておりますと、後期高齢者の医療制度の見直しを含めました年金問題、また介護保険の運営に関する問題等々が、高齢者に直結する問題が毎日のように報道されております。一つは衆議院議員の選挙が間近に迫っておりますせいともわかりませんが、耳よりの良いことを言っているのも一つの要因ではなからうかと思ひます。制度改正に国民がついていけないのが、今の事情でございます。

す。ここで国の制度について議論しても始まりませんが、高森町の現状とその対応についてお尋ねをしたいと思っております。

高齢者がどのくらいおられるのか、また高齢者の1人世帯ですね、2人世帯の方がどのくらいおられるのか、福祉課長の方にお尋ねをしたいと思えます。どうぞお願いします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民生活課長（佐伯秀和君） おはようございます。

4番 甲斐議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

本町の人口は、8月末現在で7,387人いらっしゃいますが、このうち65歳以上の方が2,395人おられます。そのうち後期高齢者といわれます75歳以上の方が1,322名おられます。また、世帯数は2,774世帯でございますけれども、高齢者だけの1人世帯が362世帯、それから2人世帯で465世帯でございます。1人世帯、2人世帯、合わせますと827世帯になります。これを率にいたしますと、29.8%ということで、約3軒に1軒は高齢者だけの世帯だといえがいます。特に山東部におきましては、4軒のうち3軒が高齢者だけの世帯というところもございます。以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） ただいまの答弁では、高森町では3人に1人が60歳以上で、また75歳以上の方が1,300人くらいおられるということでございます。これら高齢者の方々を対象として、介護保険や、あまり評判のよくない後期高齢医療制度が運営されておりますが、いずれも分かりにくい、これは話と聞いております。この制度のですね、現状と運営状況を再度、住民福祉課長にお尋ねをいたします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。自席から結構です。

○住民生活課長（佐伯秀和君） お答えをさせていただきます。

ご存じのように、介護保険は40歳以上の方より、保険料を頂戴いたしまして、原則65歳以上の方が認定をお受けになられまして、介護保険料の1割を負担して利用していただく制度でございます。現在、認定を受けておられます方が、要支援1から要介護5までございますが、360名おられます。このうち自宅でサービスをお受けになっいらっしゃる方が185名、施設に入所しておられる方が117名おられます。利用されている方の1人当たりの介護給付費は、19年度決算で見ますと、年間約150万円という金額になっております。ただし、この金額はあくまでも平均でございますが、認定区分ごとに限度額が定められておりますが、ちな

みに要支援1ですと、1カ月当たりの利用料金の限度額は6万1,500円でございます。要介護5になりますと、1カ月当たり35万8,300円というのが限度額というふうに定められております。したがって、区分が重くなりますほど、自己負担も多くなるということでございますし、施設に入所されておられます方は、この他に部屋代とか食事代というのは、別にまたご負担をいただくということになっております。

次に、後期高齢者制度についてでございますけれども、ご存じのように、本年4月、熊本県下48市町村を一つの保険者として発足いたしております、75歳以上のすべての方を対象として始まった制度でございます。高齢化が進む将来の医療費増大を見据え、旧老人保健制度から移行したものでございます。費用は、自己負担を除く医療費の5割を公費、つまり税金で、それから4割を国民保健とか、私どもが入っております共済保険などから負担をいたしておりますし、残りの1割を高齢者の皆さん方に保険料として納付をしていただくということで運営されているものでございます。ただし、ただいまお話がございましたように、まだまだ発足間もないことから、問題が続出をいたしておりますし、見直しが行われようとしております。納付につきまして、介護保険料では40歳から64歳まで、今申し上げました保険の中に加えて納めていただいておりますし、65歳以上の方ですと、後期高齢者医療保険並びに介護保険料についても年金から天引きをされるという制度でございます。以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） はい。ご説明、ありがとうございます。

今朝のテレビ等でも、また報道されておりましたが、サラリーマンの家庭の扶養に入られておりますお年寄りの方々にも、10月15日から、またそういう制度に入り天引きをされるということがなされております。あくまでも4月1日からございましたけれども、今度はサラリーマンの家庭のお年寄りの方ですから、今度は10月に入りまして、今度は徴収するということになっておるようでございます。国が高齢者に対し制度の見直しあるいは改正を行うにあたっては、説明をされる際に、口にする言葉が、健康で長生きしてよかったと思えるような、安心して暮らせる社会をつくるためにと、国はそういう形で説明されておりますが、高齢者から聞こえてくるのは、不満が大多数でございます。介護保険料や後期高齢医療制度につきましては、少ない年金から月2回の年金から否応なしに天引きされる上に、入院しても病院をたらい回しにされたり、今、住民福祉課長が申されましたように、要

支援の人がデイサービスから、利用しようにも回数を自由に選択できなくなったりとか、説明とは裏腹に最悪な制度であるという声が大多数でございます。高齢者にとりましては、だんだんと生きづらい世の中になってきたのが実感ではないかと、先ほど答弁いただきました。今日の基礎を築いていただいた方々、高齢者の方々がたくさんおられます。特に山東部には高齢者だけの1人世帯、あるいは2人世帯のご家庭もたくさんおられます。また、限界集落という呼び名も出ておる状態でございます。

そこで、最後に、本町として、このような方々も含めました高齢者に対する福祉行政、どのような考えでおられるのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんのご質問にお答えいたします。

我が国の高齢者対策は、ただいま指摘をされましたように、たいへん目まぐるしく改正をされまして、住民の皆様の説明するという間もないほどというか、国民の一番間近なところで行政を預かる者としては、正直なところ、感想は、たいへん厳しいものがあると、そのように思っております。

特に本年4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度は、当初から悪評の高い、半年間に3回も改正がされるなどしておりますし、また最近では議員のご指摘のとおり、衆議院選挙が間近にささやかれていることもありまして、厚生大臣から廃止の言葉さえ聞かれております。

町といたしましては、国の方針を受け、住民の皆様に分かりやすく説明をし、ご理解をいただくように努めているところでもございます。

また、介護保険制度は、平成12年度に始まりまして8年を経過をし、第4期に分けての見直しと、老人保健福祉計画を本年度中に立案することとなっております。この中では、本日、傍聴いただいております老人会の代表者の方をはじめ、多くの皆様の意見を拝聴することから、被保険者の皆様にとりまして、介護保険法の中で計画することから、難しい面もあるかと思うものの、真に役立つ制度になるよう審議をお願いをしてまいりたいと思っております。

本町におきます高齢者の実態につきましては、ただいま担当課長が答弁したとおりでございます。また、質問でもありましたように、問題点につきましては、高齢者、また長生き、いろんなものを町の現状を見てみますと、100歳を超えられた方がお二人をはじめとして、65歳以上の人口の方が約3分の1を占められております。つい先だって、町内各地で行われました敬老会を執り行わせていただきました

たが、多くの皆様にご列席をいただき、またお元気な姿に接して、安堵いたしましたところでもございます。

また、この中にも結婚60年を迎えられましたダイヤモンド婚でございますが、28組の方々と、50年の金婚式を迎えられました方が23組の方々がございました。こうして元気にお越しの皆様だけではなく、お具合の悪い方々もたくさんいらっしゃるわけでございます。

そういうことから、私は町長に就任いたしまして、無医地区、野尻、草部地区には、保健師を派遣をしながら、住民の皆様の健康の保持、また相談にあたらせておりますし、また本年4月からは先ほどお尋ねになりました一人暮らしやお二人暮らしの高齢者の家庭を訪問し、安否確認や閉じこもりの予防を含めた対応のために、社会福祉協議会に職員を配置をし、各家庭を訪問をはじめとする相談に乗るような各地に訪問活動を始めたところでございます。

ご案内のとおり、本町も厳しい財政運営でございますが、今後とも国の政策の目の届かない隙間には、少しでも手を差し伸べ、安心してお越しをいただくために、高齢者福祉対策を今後とも推進してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねの件に対しましては、答弁にならないかと思いますが、今後とも高齢者福祉対策には、尚一旦の力を入れながら進めてまいろうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 最後になりまして、私の質問にあたりまして、藤本町長のマニフェストで掲げられておまします、一つ言えば検証と申しますか、今、地方分権、三位一体の改革、権限の移譲をのんで、本町は困窮の一途をたどっていると、皆さんおっしゃっております。自主財源の乏しい本町が、これから先、福祉、あらゆる生活基盤の整備がおぼつかないような状態になると、たいへん困りますので、どうか残された2年間、町長でございますが、身を立にさせていただいて、努力していただくことをお願いして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで傍聴者の方々にお礼を申し上げたいと思います。

本日は、一般質問を通告いたしまして、本日の開催にあたり、足元のお悪い中にご出席をいただき、老人会をはじめ、多くの方々の参加を得、一般質問ができましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本日は、2名の議員さんでございましたけれども、今後におきましては多くの議員さんの参加を得、高森町の再生に、なおかつ議会活動に対しましても、皆さん方のご協力をお願いいたしますよう心からお願いをいたしまして、お礼の言葉に代えさせていただきます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時30分

9 月 3 0 日 (火)

(第 3 日)

## 平成20年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成20年9月30日

午前10時06分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案第57号 工事請負契約の締結について

日程第2 農業委員の推薦の件について

日程第3 発委第1号 高森町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第4 意見案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

日程第5 意見案第6号 資材価格高騰による農・林家救済の国支援策に関する意見書について

日程第6 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第7 特別委員長報告について

日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 立 山 広 滋 君

2 番 森 田 勝 君

3 番 田 上 更 生 君

4 番 甲 斐 直 三 君

5 番 甲 斐 廣 國 君

6 番 後 藤 和 昭 君

7 番 甲 斐 正 一 君

8 番 相 馬 俊 行 君

9 番 三 森 義 高 君

10 番 後 藤 英 範 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長 藤 本 正 一 君

総務課長 岩 下 健 治 君

住民福祉課長 佐 伯 秀 和 君

税務課長 岩 下 昭 久 君

産業観光課長 後 藤 正 三 君

建設課長 瀬 井 公 吉 郎 君

会計課長 佐 伯 実 範 君

教育委員会事務局長 色 見 隆 夫 君



総務課長補佐	村 上 源 喜 君	住民福祉課長補佐	長 尾 和 博 君
税務課長補佐	後 藤 秀 希 君	産業観光課長補佐	甲 斐 敏 文 君
建設課長補佐	後 藤 和 幸 君	高森東保育園長代理	瀬 井 類 子 君
色見保育園長代理	熊 谷 優 子 君	代表監査委員	色 見 弘 司 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 澤 建 生 君	議会事務局係長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時06分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

教育長、渡邊哲郎君からは欠席の届出がっておりますので報告します。

お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（三森義高君） 日程第1、議案第57号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

議案第57号、工事請負契約の締結について、提案説明をいたします。

今回ご提案いたしました工事請負契約の締結は、草部南部地区に計画をいたしておりました草部コミュニティセンター新築工事の請負契約締結の件でございます。9月5日に県内のAクラスの業者4社、A1クラスの業者11社、合わせて15社を指名、9月19日に入札を実施いたしました。

その結果、阿蘇郡南阿蘇村大字河陽3367番地、株式会社南陽建設、代表取締役 古沢次男氏が、6,972万円で落札。9月25日付けで仮契約をいたしております。

なお、落札率は94.87%でございました。

工事の内容につきましては、担当課の方から説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） おはようございます。

草部コミュニティセンター新築工事設計概要についてご説明申し上げます。

建設予定地は、草部地区の元僻地集会所、草部保育園跡地の敷地に建設するものであります。

敷地面積は3,459.342平方メートル、建物の構造は木造平屋建て、建築面積は512平方メートル、延べ床面積は373.635平方メートルとなっております。外部の仕上げについては基礎コンクリート布基礎、外壁は腰壁については杉板12ミリ張りの上、自然保護塗料塗、上部については防火災リング張りの上、アクリルリシン吹付仕上げとなっております。屋根の形式は切妻で、カラーのガルバニウム鋼板葺き仕上げとなっております。

内部の間取りについては、玄関ホールには図書コーナー、展示スペース、閲覧スペース、談話コーナーなどのスペースが設けられております。大会議室は117.8平方メートル、長机向かい合わせで36脚、約108名程度が椅子で座れる広さになっております。小会議室は36.1平方メートル、16畳あり、2間に仕切られるようになっております。調理室は57.75平方メートル、大型の流し台、大型のガスコンロ台と調理講習用調理台が3台備え付けてあります。

その他に事務室8.12平方メートル、倉庫13.53平方メートル、男女のトイレ、多目的トイレ、脱衣、シャワー室、外部装甲灯が設計されています。

設備関係については、照明設備、放送用のコントロールワゴン1台、給排水設備、浄化槽設備30人用、冷暖房の設備はありません。一般の扇風機、ストーブで対応するようになっております。

屋外整備工事については、敷地内道路アスファルト舗装と32台分の駐車場のアスファルト舗装、その他植栽工事として敷地内を張芝で仕上げるようになっております。

町道部分の進入道路の拡幅工事は、今回の設計には含まれておりません。

以上で、設計概要のご説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

今、Aランクが4社、A1が11社ということでございます。高森町の関係団体においては、この入札にかたられたかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 金額的にA2クラスのランクでございます。高森町にはC

以下しかいらっしゃいませんので、高森町の業者は入れておりません。以上でございます。

○2番（森田 勝君） はい、わかりました。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか  
4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

今、建設課長の方から説明をいただきました。今、説明をいただいた他にヘリポート、緊急医療ヘリポート等々ですね、お願いをしてあったかと思えます。それと、今、町道に係ります拡幅工事の面ですね、あのへんが今後、どういう形でもっていかれるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 今のご質問ですが、今回、計上してお願いしておりますのは、建物に関する部分でございまして、今後、そのヘリポート等の問題につきましても、今後の課題かと思っております。

それから、道路の取り付けにつきましても、今後十分、建設課あたりと協議して決定していくべき事項だというふうに感じております。

○4番（甲斐直三君） はい、わかりました。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか  
5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

建設そのものに、私は異議を唱えるわけではございませんけれども、両色見に出来上がっております。今度の施設も素晴らしい中身と思っておりますが、両色見に2つ造った、その利用度ですね、どのぐらいあるのか私も疑問に思っておるところでございますが、その利用料金が高すぎるとか、いろいろ噂を聞くわけですね。もう少し、せつかく地域の核として造られるのならば、町民が利用しやすい形ができないのか。それともう1件ですね、やっぱりこれはここに直三さんおられますけれども、これを造って、また今、旧校舎あるですね、学校、古い校舎。これも何か残してくれとか、いろいろあるとかいう噂を聞いておりますけれども、そこらへんの状況がはっきりしておったらお答えをいただきたいというふうに思っています。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 件数につきましては、ちょっと把握しておりませんが、金額でご説明でよろしいでしょうか。

○5番（甲斐廣國君） はい。

○教育委事務局員長（色見隆夫君） 一応、色見総合センターの方の平成19年度使用料としての納入金額が2万4,900円、それから上色見の方が2万5,200円ということで、今、平成19年度につきましては、以上の数字が実績数値として上がっております。

金額面につきましては、今のところ、いろいろなですね、高すぎるとかという話はまだ、うちの方には入ってきておりません。

それから、草部生涯学習センターの方の旧校舎につきましてはですが、これはこれから先もですね、十分地元と協議して、どのような利活用ができるのかということで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） だいたい内容は、薄々聞いておったような内容でございますけれども、せっかくですね、もうこういう恐らく今度は、前あった集落センターも解体か閉鎖か、どっちなきゃならんと思います。草部、これは南部だけの問題として捉えてもらってはですね、少々異議があるわけです。南北すべていろんな会議、場所によって会議をしておった、集落センターがその場所であったわけでございます。もうそれも廃止して、今度は高い場所に料金を払いながらということになるとですね、これはもうそこを使うよりも、空いとる学校がただけん、もうそれがいいぞということになりはせんかと思えます。せっかくの宝が持ち腐れにならんようにですね、今後じっくりそういう運営については検討してやっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

8番 相馬俊行。

○8番（相馬俊行君） 8番 相馬です。

草部に今度出来ます、このコミュニティセンター、両色見に先ほどから話が出ておりますように、両色見に立派な施設が出来ておるわけでございますけれども、なかなか利用度が低いというかですね、地域の方々ができるだけですね、利用していただくというのが前提の下に建設をされた施設だと思いますけれども、なかなかその部分、利用度が上がらないということですが、これについてはいろいろ教育委員会の方でもですね、いろいろ考えられて対策を練っておられるようでございますけれども、私どもも2カ所ですね、行ってみまして、大変素晴らしい施設でございます。これと同じような施設が草部南部の方に出来ると思えますけれども、こ

の両色見に出来ました施設においてですね、教育委員会の説明の中でもありましたけれども、夏場の合宿所として使いたいというような、要望が非常に多いということですが、ただ建物そのものがですね、合宿に使うような目的といいますか、建築そのものがそういったモデルではないということで、せっかくですね、夏場いろんなところからあるということでございますけれども、それができないということで、非常に残念な結果になっておるような気がいたします。ですから、こういう施設を造るときにですね、そういったものまで含んで建設をされるということが、これは建築法か何か知りませんが、そういったことで合宿には使えないということ。もう非常に合宿には持ってこいの施設でございます、行ってみますとですね。ですから、今回その両色見については終わったことですが、反省の下にですね、こういった建設が草部に、まあ草部ですから、合宿の申込みがあるかないか分かりませんが、そういった反省の下にですね、こういった施設が計画されたものかですね、そのへんお伺いをいたします。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 合宿の施設というようなことでありますが、今現在ですね、建設にあたりましては、宿泊等を兼ねたという捉え方ではしておりません。こういう意見あたりが、うちの方にも2、3入ってきております。今後、宿泊施設とかということになれば、消防施設あたりの見直しからやっていかなければならないということがありまして、この部分については十分今後の取り組みの中で積極的な内容審査といいますか、また申請といいますか、そちらの方を可能であるかないかというような内容で調査し、申請書の提出になろうかと思っておりますので、その分については、本日ここでということはまだお答えできませんので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行。

○8番（相馬俊行君） 私が申し上げたかったのは、この両色見に宿泊施設等も含めてできないかという、夏場ですけれども、そういう要望がかなりあります。我々議員にもそういういろんな学生とかですね、いろんな団体からもありますけれども、今、局長が言われましたように、消防、そういった問題でできないということですが、私が言いたかったのはそういうことを反省の下にですね、こういったことも計画をする段階から、最初からそういった問題が両色見に起きるとということではもう分かるとのことですからですね、そういったことを含めて、最初から計画の段階から入っていかんといかんですよということが言いたかったから言うたわけで

す。再度、答弁をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 確かに、相馬議員がおっしゃいますようにですね、そのあたりを十分反映させたですね、協議が必要だったかということについては、十分反省しております。今後の取り組みとしまして、今さっき申し上げましたとおり、そういうような消防施設等の整備とかというのが、可能であるかないか、このあたりからですね、詰めていかなければならない問題だろうというふうに感じておりますので、今後の検討課題として十分進めてまいりたいというふうに考えます。

○8番（相馬俊行君） はい。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第2 農業委員の推薦の件について

○議長（三森義高君） 日程第2、農業委員の推薦の件についてを議題とします。

6番 後藤和昭君については、本人に関する件であり、地方自治法第117条の規定によって除斥となります。後藤和昭君の退場をお願いします。

〔後藤和昭君 退場〕

○議長（三森義高君） お諮りします。議会推薦の農業委員に後藤和昭君を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は後藤和昭君を推薦することに決定しました。

これより後藤和昭君の入場を認めます。

[後藤和昭君 入場]

- 議長（三森義高君） 後藤和昭君に申し伝えます。農業委員の推薦の件については、推薦することに決定しましたので、その旨、申し伝えます。

-----○-----

**日程第3 発委第1号 高森町議会会議規則の一部を改正する規則について**

- 議長（三森義高君） 日程第3、発委第1号、高森町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 甲斐廣國君。

- 議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。5番 甲斐です。

高森町議会会議規則の一部を改正する規則、提案理由を申し上げます。

全国町村議会議長会をはじめ、3議長会で要望されておりました地方議会議員の位置付けの明確化に関わる地方自治法の一部改正が平成20年6月11日に可決成立したことに伴い、地方自治法第100条第12項に、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができるとの規定が新たに設けられました。

このことよりまして、全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置付けるため、議会会議規則に規定するものであり、今後は費用弁償の支給及び公務災害補償の対象となります。

以上で提案理由の説明を終わります。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、原案のとおり採択したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号、高森町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。



-----○-----

日程第4 意見案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

○議長（三森義高君） 日程第4、意見案第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、

2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。

提出者を代表いたしまして、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、趣旨説明を行います。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策救急措置法制定以来、三次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は、特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど、公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて過酷な状況に直面している。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多目的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域にそこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実化させることが必要である。

よって、新たに過疎対策法の制定を強く要望し、趣旨説明を終わります。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第5 意見案第6号 資材価格高騰による農・林家救済の国支援策に関する意見書について

○議長（三森義高君） 日程第5、意見案第6号、資材価格高騰による農・林家救済の国支援策に関する意見書についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、

2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

提出者を代表いたしまして、資材価格高騰による農・林家救済の国支援策に関する意見書について、趣旨説明を行います。

世界の穀物需給が逼迫し、一部諸国による輸出禁止や制限がなされるなど、食糧、燃料争奪の状況の中で、飼料、肥料、燃料等の資材価格高騰で生産コストが販売価格に転化できず、農家は悲痛な叫びを上げており、日本の農業は危機的状況にある。

また、林業経営にとって、長期化する木材価格の低迷は、生活基盤を根底から大きく揺るがしており、森林管理の担い手も減少し、間伐等の手入れも行われず、放置された森林が増加するなど、森林の荒廃、地域の崩壊が進んでいる。

世界的に環境保全がクローズアップされている時代に、森林、林業の活力の回復を図らなければ時代に逆行することとなる。

そこで、国は食糧自給率の目標必達に向けた具体策の策定、農畜産物の再生可能な価格設定の確立、資材価格高騰を補える支援策の策定、耕畜連携の強化、木材需要の拡大、税制対策としての農業用軽油免税制度の維持など、大胆な施策で農・畜・林業経営安定のための所得確保対策が急務である。

私たちは、我が郷土阿蘇の美しい大自然の農村環境を次世代へ引き継ぐため、ここに農家経営安定のため、国支援を強く要望し、趣旨説明といたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第6号、資材価格高騰による農・林家救済の国支援策に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第6、付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

#### 認定第1号 平成19年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三森義高君） 認定第1号、平成19年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成19年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月17日、午前10時から、第3・4委員会室において、税務課より岩下課長、後藤課長補佐及び各係長、会計課より佐伯課長及び会計係長、議会事務局、監査委員事務局より古澤局長及び庶務係長に出席を求め、審査を行いました。

また、9月18日、午前10時から、同じく第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、本案については、全員異議なく、認定することに決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成19年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月19日、午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び各係長に出席を求め、審査を行いました。

また、9月22日、午前10時から、同じく第3・4委員会室において、教育委員会より渡邊教育長、色見事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、本案につきましては、全員異議なく、認定することに決定をいたしました。

なお、介護保険特別会計につきましては、監査委員からの審査報告もありましたように、不適正な請求について、慎重なる精査を実施され、早急に返還措置をされるよう尾根が五和し、報告といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成19年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月24日、午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、審査を行いました。

また、9月25日、午前10時から、同じく第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、本案については全委員異議なく、認定することに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思いま

す。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成19年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

#### 議案第48号 高森町国民健康保険条例の一部改正について

- 議長（三森義高君） 議案第48号、高森町国民健康保険条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 甲斐 廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第48号、高森町国民健康保険条例の一部改正については、9月19日、午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく、可とすることに決定しました。

報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり認定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、高森町国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第49号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第49号、平成20年度高森町一般会計補正予算について

は、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第49号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、9月17日、午前10時から、第3・4委員会室において、税務課より岩下課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、審査を行いました。

また、9月18日、午前10時から、同じく第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議しました結果、本案については、全員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第49号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、9月19日、午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び各係長に出席を求め、審査を行いました。

また、9月22日、午前10時から、同じく第3・4委員会室において、教育委員会より渡邊教育長、色見事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、本案については、全員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第49号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、9月24日、午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、審査を行いました。

また、9月25日、午前10時から、同じく第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、本案については全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第50号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第50号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第50号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、9月19日、午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び関係係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第51号 平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第51号、平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第51号、平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算については、9月19日、午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び関係係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----



**議案第52号 平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について**

○議長（三森義高君） 議案第52号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第52号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、9月19日、午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び関係係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第53号 平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算について**

○議長（三森義高君） 議案第53号、平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第53号、平成20年度高森町介護保

険特別会計補正予算については、9月19日、午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び関係係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第54号 平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第54号、平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第54号、高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、9月25日、午前10時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第55号 平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第55号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第55号、高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、9月25日、午前10時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第56号 平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第56号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第56号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、9月18日、午前10時から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議しました。全員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第7、特別委員長報告についてを議題とします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、9月26日に開催をいたし、議会広報「絆」第34号発行の内容やスケジュールについて協議を行いました。

今回は、9月議会における平成19年度の各会計決算報告を中心としてお知らせをする予定であります。

10月中に編集を終えまして、11月18日発行を目標として取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位のご理解とご協力をお願いし、報告といたします。

○議長（三森義高君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（三森義高君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで本日の日程は全部終了しました。

一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

当9月議会は、16日から本日まで、15日間という長い議会審議でございました。たいへん議会議員の皆さん方、また執行部におかれましても、たいへんご苦勞があったかと思っております。これからたいへん厳しい状況下の中でございますけれど

も、議員さん方、執行部においても、一丸となって取り組まれるよう期待し、私からのご挨拶に代えたいと思います。

会議を閉じます。平成20年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成20年第3回定例会

平成20年9月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高  
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111